

第二十六回
国会

参議院社会労働委員会會議録第二十三号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)午前
十時四十八分開会

委員の異動

本日委員小瀧彬君辭任につき、その補
欠として吉江勝保君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 高野 一夫君
山本 經勝君

委員

勝保 檢君
草葉 隆圓君
鈴木 万平君
寺本 廣作君
吉江 勝保君
藤田 藤太郎君
山下 義信君
田村 文吉君
竹中 恒夫君
野澤 清人君

衆議院議員

厚生大臣 神田 博君
労働大臣 松浦周太郎君
政府委員 警察庁刑事部長 中川 實治君
厚生大臣官房 川嶋 三郎君
国立公園部長 山口 正義君
厚生省公衆 衛生局長 高田 浩運君
厚生省児童局長

厚生省児童局長 高田 浩運君

厚生省引揚 田邊 繁雄君
通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長 百田 正弘君
労働省労働 百田 正弘君
基調局長

本日の會議に付した案件

○労働情勢に関する調査の件
(北海道夕張市清水沢炭礦坑内火災
に関する件)

○明治炭業株式会社佐賀炭坑のガス
爆発の災害に関する件
(北海道札幌市内川の砂防林工事現場
における雪崩による災害に関する
件)

○日曹炭鉄株式会社魚沼炭業所の飯
場等における雪崩による災害に関す
る件
(北海道樺山今井マンガン鉱山の災
害に関する件)

○業者間の協定による最低賃金方式
の実施に関する件
(労働者給付金等支給法案(内閣提出、
衆議院送付))

○児童福祉法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○社会保険制度に関する調査の件
(公衆浴場の料金の改訂に関する件)

○委員長(千葉信君)ではたいたいま
から社会労働委員会を開会いたします。
労働情勢に関する調査を議題といた
します。質疑を願います。

○山本經勝君 去る本月九日、北海道
夕張市にある北海道炭鉄汽船株式会社
の清水沢炭鉄の本坑で、原因ははつき
りいたしていませんが、火災が発生
いたしました。その際、現場で作業
に從事しておった二名の鉱夫が逃げお
くれて行方不明になった。当日職場に
いたのは三十数名と出ておりますが、
その三十数名の避難が終つたあとに、
なお二名、被害者のうちで救済漏れが
ある。ところが、その状況のもとで、
災害が発生するのをそれた保安官あ
るいは保安担当の係官が、現場でい
ろいろ協議があつたのでありますが、二
名の鉱夫を救出することを完了しない
前に、密閉をし、注水をして、火災を
消しとめるといふ対策がとられた。こ
のことにつきましては、先日商工委員
会におきまして、一応検討はされて
おるようであります。非常に詳細な
原因や経過等につきまして、いまだ報
告がなされておられません。そこで、質
疑に入る前に、その概要、その後の経
過等について、保安局長の方から御説
明、御報告を願いたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) たいだいま
の御質問であります。今回の火災に
おきましては、山側から急報を受けま
して、監督官が現場に着きましたとき
には、すでにもう密閉、注水の相談を
直接受けたというような実情になつて
おりまして、詳細なる坑内の当時の情
勢というものは、ほとんど監督官庁側
の、特に私の方の關係ではキャッチし
ておりません。しかし、山側の大体の

報告によりますと、この清水沢の炭鉄
の本坑の坑口から約三千五百メートル
も離れた、三片のゲート坑道、こ
ういふ非常に遠い所で、局部風機
のスイッチを、どういふ理由であつた
か、詳細わかりませんが、スイッチを
入れましたときに、ぱつと火が出た。そ
れでスイッチをすぐ消して、本人は退
避をした。そのうちに火勢が強くなつ
て、煙がどんどんきて、拾収がつか
ない。炭鉄側におきまして、当初は四
塩化炭素の消火器あるいは砂で一時的
には消火の作業をやつたようでありま
すけれども、とうてい及ばずして、全
員が坑外に退避した。いろいろ状況を
聴取しまして、まず密閉、注水以外に
方法なしという断定を下しまして、そ
のときには、もちろん私どもの方の監
督官も着いて、すぐ相談を受けており
ます。で、まあ事情やむを得ないとい
う判断で同意を与えたようでありま
す。従つて、原因につきましては、詳
細一切わかつておりません。その後の
状況は、ごく時間別に、かなり詳細
に、きょうプリントでお配りしてござ
います。そのうちでまず重要なこと
は、火災が四月九日四時半に起りまし
て、大体たたいま申し上げました、非
常に火足が早く、煙その他爆発の危
険で、状況の詳細なる調査並びに救出
作業ができないということ、密閉の
決意をいたしておりますが、十日の零
時二十分には、一応入気側の密閉完
了、それから零時二十五分には排気側
が完了しております。その後四月の十

一日に、ここには十四時三十分から十
四時五十分の間、時間が明確にわか
りませんが、密閉内の爆発をやつたよ
うに報告がきております。その後、危
いのでしばらく様子を見ておりました
が、結局四月十四日には完全に注水
をいたし、同日の十八時五十分には入
気側の正式の本坑密閉が完了し、同じ
く二十分には排気側の完全密閉がで
き上つて、現在まで、目下様子を見て
いる次第でございます。従つて、坑内
の現場につきましては、全然見ることが
できませんので、詳細な報告にはいま
だ接していません。

○山本經勝君 このいたたきました資
料の報告書によりますと、四月
九日午前四時三十分災害が発生した。
これははつきりしているのです。そ
こで、四時三十分には災害が発生して、八
時に入坑後二片排気の戸門を開放した
ところ、〇〇・〇〇・〇〇以上の煙がも
うとしておつた、こういうことが火
災確認の具体的な最初の問題だと思
うのですが、それまでの間、相当の時間
があるのですが、どういふ現場におけ
る措置が講ぜられたかは、何ら報告さ
れておらぬ、この点はどうなんで
すか。

○政府委員(小岩井康朗君) これは
ちよつと災害が起りました時間と比べ
て、かなり、四時間に近い、三時間半
ばかりの時間がござりますが、炭鉄側
におきましては、直ちに救護隊の準備
は指令したようでございます。しかし
ながら、まだ入坑さしていいかどうか

か、救護をしていかどうかという断定を下し得ないで、退去をされたような状態でありまして、この間の時間につきましては、ただいま御質問の〇〇・一というのとは間違ってございまして、〇〇が〇〇というふうに着いてあるのではありませんが、ちょっとプリントが悪くて、ごらんになれなかったかと思ひますが、戸門を開放したところ、〇〇、一酸化炭素が〇・一％と、こう書いてあります。これまでの間何をしておったかという詳細な点につきましては、まだ具体的にわかっておりません。いずれ現地で調査しておりますので、詳細がわかることと思ひます。

○山本経勝君 それから、続いて時間の経過ですが、十時三十分、監督部長より清水沢炭鉱長、副保安管理者に對して、注水について語った、こういうことになっております。先だって商工委員会での局長の答弁では、たしか、現場の保安管理者の方から一応注水について話があり、しかもその場合に、二名の未救済の鉱員が災害の現場に残っているというので、組合並びにその罹災者の遺族等と話し合つた。そこで保安管理者としては、災害の拡大を阻止するために、あるいは爆発等のおそれもあるので、了解を求めて、注水をする話を持ちかけられたという話であつたのですが、ここでは、保安監督部長から清水沢炭鉱の鉱長、保安管理者に對して、注水について、死亡を確認した上でという前提で報告がなされていくというのですが、その間の食い違ひはどうなんでしょうか。

○政府委員(小岩井康朗君) この前、商工委員会において御答弁をいたしましたのは、先方から相談があつたよう

に申し上げましたが、電話連絡の行き違ひでありまして、当方の方から、直ちに災害の急報を受けまして、すぐ現場に電話したのださうであります。従つて、現場の方から電話がかかつてきまして、そのときに、ただいまのような相談を受けまして、監督部長として指示をしたような次第でございまして。

○山本経勝君 この監督部長の指示というのは、法的にはどういふ根拠の上に立つて、まだ罹災者の救済が完了していない状態である、あるいはそれが生きているか死んでいるか確認されておらない状態で、密閉をするなりあるいは注水をするならば、かろうじて、窒息等で倒れておたり、あるいはその他の事情で動けなくなつてゐる、こういうような、生きてゐるのにかかわらず鉱員が救出されぬままに、注水なり密閉という作業によつて完全に死に至る、こういうことなんですか、これはやはり非常に重大な問題であつて、いわゆる鉱山保安法なりの規則等に照らしてどういふ条項にのつて保安監督部長の方からの指示がなされたのか、その点をほつきりしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 監督部長が指示をいたしましたのは、密閉をしたとか、注水をなせとかいふ指示ではなくて、もしそういうことが実情で追つておるのなら、監督官を出しておるからよく監督官と相談をしてやれというところが一つと、それからもし万が一、密閉をするようなことがあれば、中における二名はまずだめだといふ十分なる証拠をつかんでからやつてほしいといふことが一つと、その前には必ず組合は、家族の了承を得てほしい

という希望を述べたにすぎないのであります。

○山本経勝君 そうしますと、大体注水開始が十二時四十分になつておりますが、それまでに死亡というものは確認されたのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 死亡は実際に確認することはもちろんできませんでしたが、まず九分九厘だめだといふ断定を下しましたのは、一つには火勢が非常に強くて、すでに排気側の密閉で一酸化炭素がコンマ一を抽出されておる、一酸化炭素がコンマ一ありますれば、普通の人間ですと、一時間半前後で死亡に至るといふことは従来からわかつております。それが一つと、この残された二人の位置というものは大体想定できるのであります。いづれも火災現場を通らなければ域外には逃げ出し得ないといふことが一つ、そういうようなまずだめであるという情勢、その情勢によつて、確認はいたしておりませんけれども、相当確かな推定をいたしました結果だと判定いたしております。

○山本経勝君 これはむしろ火災の現場にあつて、どういふふうには確認されたかといふことが実は非常に不明確なんです。火災がどの程度の火災であつたか、そこで避難ができたのか、できぬのかといふことについてもこれが確認ができない。しかも現在では嚴重な密閉がなされたといふことですから、なおさら困難だ。当時の状況からいいますと、問題の個所の図面がございませぬから具体的な御質問が申し上げにくいのですが、問題の個所のス

イッチを入れると同時に火が見えたと言われるのが、どの程度のものであつたかといふことが明らかでない。非常に大事な点ですが、その火災の規模が、いわゆる規模がどういふものであるかといふことが非常に問題なんです。しかも、もうもうと黒煙が出て一酸化炭素が多量に発生をしたと言われているけれども、実は火災の規模、状況というのについては全くあいまいなんです。第一番にスィッチを入れ

て、かりに漏電やその他の機械の故障等でスパークがあつた場合にでも、ガスがなければまず火はつかない。あるいは炭塵がなければ火はつかない。一べんでいきなりスパークでもつてつようなものではない。非常に一酸化炭素等の条件もかつてはあつたやうですが、当時の模様はそれほどその現場がそういう条件であつたかどうかといふこともはっきりしておらぬわけだ。ですからそういう状態のもとで、まして救命隊が準備をされておるならば、当然まず何をしておいても救命隊が現場に入つてさうして応急の消火の対策が講じられるのが順序だと私は思う。ところが、そういうことはこの報告書に一向書かれておらぬ。しかも、時間は四時間になつて最初の火災確認に至るまでの間の措置といふものは全くない。そうしますと、鉱員が現場でどういう状態であるかといふことの推定がつかないのです。そういう状態のもとでこの密閉、注水等も避難をする余地のない方法が講ぜられたといふことは新聞にも書かれておりましたやうに、実に鉱員を煮し殺すといふことなんです。これはどの重大な事柄が、しかも保安管理者並びに現場に行かれた監督官の派遣班によつて、あるいは組

合なり並びに遺族の了解を受けられたとしても、これはどの重大なことが輕々となされては、これはたまつたものではない。そういうことが監督局並びに部長等の指示によつて話し合ひで了解が遂げられたといふのですから、私は當然法的に何によつてなされたかその根拠があるかと思ふ。それを局長の方からまず御説明をいただきたい。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまの御質問でありまして、炭鉱の被災につきましては、非常に種類によりましては、臨機の措置をとらざるを得ない場合がたゞござんております。従いまして、保安規則の中におきましては、二十六条の一項二号といふところで、もし災害が起つた場合には、保安管理者はもう直ちにいろいろその適当な措置を講じ、危険防止の方法を講じなければいぬといふ義務を負つておるわけでありまして。従つて、今回のような被災の場合におきましては、保安管理者が全責任をもちまして処置をとることが規則上からも求められておるところでありまして、もしその処置が後ほど非常に妥當を欠いておつたといふ場合があれば、当然刑事上の問題になります。従つて、その保安管理者の措置につきましても、私どもの方の監督部長であるやうにも、監督官にも別に承諾も同意も要らない建前になつております。これは炭鉱の被災の特質と申しますか、非常に直ちに即動手を打たなければならぬといふやうな状況も生じますので、かような規則を設けておるわけでございます。

○山本経勝君 今お話しになつたのは二十六条ですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 二十四条

でございます。間違いました。二十四条の二項二号でございます。

○山本経勝君　そうしますと、続いてお伺いしたいのですが、二十四条には「保安管理者は、左の各号の事項を守らなければならない」として一、二、三、四、五号をあげられておる。「危険または危険のおそれが多いときは、ただちに適当な防止または応急の措置を講ずること」二番目が「災害が発生したときは、応急の措置または適当な危険防止の措置を講ずること」というふうになっておるのですが、その「危険または危険のおそれが多い」ということは、これは被災がこの場合にも起つておるのであるからわかる。しかし「ただちに適当な防止または応急の措置を講ずること」ということは、現に鉱員が未救済のまゝそのところにおるという事実が確認されておる。それを救済することをせずして、そして密閉、注水によって、単に保安規則の規定にのっとつてやったということではないのかどうか、私はこれは重大な疑問がある。一般に言われることは、たとえ病気で死亡した人でも、医者が脈をもつて見て、これはすでに死亡しておると確認されてからも、なお普通の場合、二十四時間を経過しなければ火葬その地の措置が講じられない。事、人間ですら非常に重大だと思つておる。ところが、それが現場の状況が確認されておらないだけではないで、その死亡あるいはそのときに死亡しておるかどうかということが確認はされておらない、推定です。そういう状態のもとで密閉をしてついに救ふことのできない状態、しかも骨さえもこの密閉が解除されて作業が平常に復するときまで掘り出すということができない、こういうような状態に追い込むというところは、これはきわめて重大だと思つておる。たとえば炭鉱が一名にせよ、二名にせよ、事、人命であるから、そこで私は特にこの点を伺つておかなければならない、はなはだ納得がいかない。保安法の第三条ですかの規定を見ますと、まず人命の安全を第一項に取り上げておる、次に資源あるいは施設というふうになっておる。そうしますと、まず第一番に考えられねばならぬのは、この炭鉱保安法あるいは石炭鉱山保安規則なるものは、この危険な職場で働く労働者をまず守るということがこの法の精神であり、しかもその規定であると思う。ところが、今局長の話を聞いておると、火災の拡大するおそれがある、なるほど二十四条の一項にいわれる「危険または危険のおそれが多いとき」というものに当ると思う、ところが、その下に「ただちに適当な防止または応急の措置」とは私は注水、密閉によって保安法の三条第一項にいわれている基本的な目的、精神、これと私は大きな食い違いがあるような印象を受けておる。これはあとから労働大臣にも伺いたい点なんです、まず、ここを直接監督指導の立場にあられる局長からこの「適当な防止または応急の措置」とはどういうものをまず指されるのか、きわめて重要な点です、その点を一つ御説明いたしたい。

○政府委員(小岩井康朗君)　ただいまの御質問に對しましては、もちろん私どもの考え方といはしまして、人命を第一に考えておるわけでございます。しかし、この場合に、二名がおるのに、これが生きておるといふことがある程度判断し得るならば、もちろんこういう措置はとらなかつたというふうには私も考えております。しかし、一般の炭鉱災害におきまして、一名であつても二名であつても、救助に行かせることも、罹災する場合が非常にたくさんございまして、従つて、責任を持つておられます保安管理者も、私も、災害の場合に救助をさせる場合には、特段の考慮を払つておるわけでありまして、それらのこまかい具体的な事情につきましては、管理者におまかせ願ひたいというふうに考えておるわけでありまして、もちろん生きておるかもしねぬという状態のときにこうした方法をとりせざるというところは絶対排除しなければならぬということをお考えおられますけれども、まず、この場合には、九分九厘いけぬという予想がつか得たので、密閉、注水の断を下したものでございまして、たとえは例をとりますと、ごく最近、昨年超りまして国見炭鉱の落盤の災害でありましたけれども、これは労働者が一人埋まつて非常に騒いでおる――助けてくれというのを非常に騒いでおりました、近辺の者が救助に参りました、本人はあとで助かりましたけれども、救助に行つた者が数人負傷してしまつた、特になつた方もあるというふうな、簡単に救助に飛び出すというところが非常に危いわけでありまして、従つて、保安管理者も被災における救助の行動については相当考慮したものと考えております。従つて、その間にかかりの時間を経過しておるようでありまして、その間の事情は管理者の判断におまかせ願ひたいというふう

に、これが生きておるといふことがある程度判断し得るならば、もちろんこういう措置はとらなかつたというふうには私も考えております。しかし、一般の炭鉱災害におきまして、一名であつても二名であつても、救助に行かせることも、罹災する場合が非常にたくさんございまして、従つて、責任を持つておられます保安管理者も、私も、災害の場合に救助をさせる場合には、特段の考慮を払つておるわけでありまして、それらのこまかい具体的な事情につきましては、管理者におまかせ願ひたいというふうに考えておるわけでありまして、もちろん生きておるかもしねぬという状態のときにこうした方法をとりせざるというところは絶対排除しなければならぬということをお考えおられますけれども、まず、この場合には、九分九厘いけぬという予想がつか得たので、密閉、注水の断を下したものでございまして、たとえは例をとりますと、ごく最近、昨年超りまして国見炭鉱の落盤の災害でありましたけれども、これは労働者が一人埋まつて非常に騒いでおる――助けてくれというのを非常に騒いでおりました、近辺の者が救助に参りました、本人はあとで助かりましたけれども、救助に行つた者が数人負傷してしまつた、特になつた方もあるというふうな、簡単に救助に飛び出すというところが非常に危いわけでありまして、従つて、保安管理者も被災における救助の行動については相当考慮したものと考えております。従つて、その間にかかりの時間を経過しておるようでありまして、その間の事情は管理者の判断におまかせ願ひたいというふう

考えております。

○山本経勝君　先ほどの局長のお話また今の御答弁をあわせて一応考えてみたい。そう申しますのは、炭鉱は御承知のように、地下の坑道を中心にして採掘する作業ですから、勢い坑道が新しい炭壁あるいは岩壁等を通じて、これは掘進作業といひます。その掘進作業の延び先といふことになりまして、この延び先といふことは、炭鉱の坑内夫の掘進の延び先において作業するといふことは不安心ばかりでなく、これは全くできません。こういうように局長がもし主張されるならば、この保安法は、労働者の安全を確保し、作業の遂行をはかるという意味における保護の法になつて、おそれるべき法律になつてくると、私はそこら辺の關係がもう少し具体的に懇切にお話を願ひたい。うと、私も炭鉱の者は大体状況についてはおるが、ここにいての同僚議員にしてもなかなか状態がわからない。要するに、炭坑の中で働けぬという少し具体的な話をお願いします。この点をもう少し具体的に話をお願いしたい。

○政府委員(小岩井康朗君)　炭鉱の坑内は御承知のように、非常に千変万化でありまして、各炭鉱ごとに非常に状況が違つておるわけでありまして、従いまして、そのどこに災害が起つた場合にどういふ措置をとれというところを一規則で定めることは非常にむづかしい、従いまして、そういうこまかい規則は作らずに、また、作ることがほとんど困難でありますので、いろいろ起ります事態に即して責任ある保安管理者が臨機応変にとつてという工合にきめておるのでございまして、ただいまおっしゃいます通り、果して今回の災害の場合には、実際にどうであつたか

ということにつきましては、残念ながら、これは密閉、注水が完了してありますので、見る事ができませんけれども、おそれることは保守管理者としては四囲の情勢を十分に判断いたしまして、いよいよこれは投げざるを得ないというふうに断を下したものと推測いたします。

○山本経勝君 その経過については、いい悪いは別問題として、実際そういう経過をたどって今日にきていたという事は仕方がない、私の言っているのはそういうことじゃないのです。二十四条にいう「危険または危険のおそれが多いときは、ただちに適當な防止または応急の措置を講ずる」ということが救済されない、労働者が、先ほどから言われているような、なるほど推測としては死んでいるだろうと考えられる、しかしながら、死んでいるだろうと考えられた場合でもこの「適當な防止または応急の措置」とは密閉をし、注水をする事では私はないと思う。その前に、先ほどからこの報告書について御質問申し上げたように、朝の四時半に起った震災から、八時に火災を確認し、そうして十時半、監督部長等の間でこの保安管理者の話し合いが電話で行われた。それから十一時に末吉監督官が現場に到着して、そうして十二時四十分には注水が開始された。その前に何がなされたかということ。その前に、いやしくも救護隊が用意されておるならば……。私も坑内災の経験はしばしばあるのです。炭壁が燃えているのにも出くわした。そういうときには、当然密閉はします。しかし、そのような火災が拡大するまでに

は、少くとも救護隊が煙の中に入っていくて、現場を一応詳細に調べ、あるいは消火に必要な措置が現場で講じられて、そうして最終的にどうにもならぬという事態が起つてきた場合に、その次の手段が講じられておる。ですから、問題として考えられるのは、そうした時間の余裕があり、救護隊が準備されたけれども入坑をしていない。で、CO・Oというガスの含有量、人命に危険を及ぼすことは言うまでもない。しかし、それであればこそ、それぞれ山に用意され、訓練された救護隊が派遣できるわけですから、この夕張には、大きな炭鉱がたくさんあります。もし必要であれば、何百人のいわゆる救護隊の動員も可能であつたと思う。

○山本経勝君 労働大臣に伺いたいのですが、今の規則第二十四条の一項に掲げている「ただちに適當な防止または応急の措置」ということになるのではないうのですか。注水または密閉によつて、救い出すことを不可能にしてしまふような対策は、この時間経過から見ましても非常に矛盾を感じてならぬ。この点を私は質問申し上げておりますが、どうなんですか、局長の方では。○政府委員(小岩井康晴君) 私の方の考えは、「適當な危険防止の措置」というのは、必ずしも密閉、注水だとは考えておりませんけれども、まあこの場合にはこういう措置が妥当ではないかというふうに考えておるわけでありまして、ただいまの御質問の点もよくわかるのであります。もしこの二人が生きておるかもしれないことが予想され得る場合には、当然この二人の危険防止のために救護隊を入れることも必要でありまして、そのほか

の適當な措置がとれたわけでありまして、その場合なら、この密閉、注水をするのは私どもは不當であると考えられるのでありますけれども、まず九分九厘いかにという四囲の情勢で、組合も家族も承を得たというふうな場合におきましては、やはり密閉、注水することが適當な措置ではないかというふうに考えておるのであります。で、必ずしも、この場合に密閉、注水が是が非でも正しい措置であつたというふうには考えておりません。この二人が生きておつたかもしれないという状態が予想され得る場合に、もしこの方法をとつたならば、不適當な措置であるというふうに考えておる次第でございます。

○山本経勝君 労働大臣に伺いたいのですが、今お聞きのような状況で、北海道の清水沢炭鉱の火災があり、そこで二名の鉱員が密閉のあとに閉じ込められ、注水ということになって、これは二人の鉱員が死亡しております。ところが、今鉱山保安局長のお話のように、この措置をとつたのは規則第二十四条の第一項の解釈、運用を要するものであるということが言われておるのですが、労働者を保護するこの立法、あるいは資源、施設を保護するこの立法、むしろこの法は、第一番に人命の危険防止を第一義に考えておることは私が言うまでもないことだと思ふのです。そこで、この法解釈について労働大臣の見解を伺いたいのですが、「危険または危険のおそれが多いときは、ただちに適當な防止または応急の措置を講ずること」といわれている、それ以下五項目にわたつて書かれている、これは保安管理者の権限で

もつてこの規定からいうとやれることは言うまでもないのですが、今申し上げたような状況のもので、いまだ十分な確認ができない、生死の状態あるいは救助の方法がなかったのかどうかということは疑問と一応いたしまして、この法解釈、運用の面から見て妥当のものであるかどうか。この点に私は重大な問題があると思う。少くともこの法が妥当でない、あるいはこの取扱いは法が妥当でないという結論が得られるならば、すみやかにこの法を改正してあらわなければ困る。もし局長のような御意見ならば、私は法の改正は必要である、直ちにしておかなければ、三十万に余る炭鉱労働者の生命は保障できぬと思ひます。震災が起つたならば、何となく密閉して殺すということができません。明治時代には炭鉱の鉱夫が坑内で死亡するということ、あとくずしの中にほうり込んでつぶした例がたぐさあつたようでありましたが、今日ではそういうことは許されません。そこで大臣として、もし今のような状況のもとで、この現地の監督部長なりあるいは保安管理者がとつた措置は妥当であるかどうかということが一つ、しかも、この法を、言われるような解釈の上に立つて運用されていくならば、次に起る事態は、炭鉱労働者はもう働けないということになってくると思ふのですが、これに対する大臣の見解を伺つておきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 北海道の夕張炭鉱の清水沢坑において坑内火災が起つた問題についての質疑応答がただいま政府と皆さんの間で行われております。その状況を聞いておりまして、私は人命、保護の面から考えて、また、労働行政に携わつておる面から考えまして、その家族並びになくなつた方に対してはほんとうに心から追悼の意を表する次第でありまして、今お尋ねになりました点に對しましては、一口に申し上げますならば、資源も大事でありますけれども、資源より優先的に処置しなければならぬものは人命救助であると思つております。それがほんとうの産業の発展であり、また、日本民族の発展であると思ふのであります。日本に於けるいは経営の損益を中心にして考えるというふうなことがあればいかぬと思ふのです。それくらいにしましても軽んぜられるような場合に多いものでございまして……。私は、今回の内容は、ただいま局長さんのお答えになつた通りであると思ひます。しかし、もし輕視されるような場合がありましたならば、これは警告をするなりあるいは法を直すなりすることが必要であらうと思ひます。

○山本経勝君 続いて大臣に伺いたいのですが、警告等は、当然あの鉱山保安のことに關しては労働大臣に通産大臣に対する勧告権がある。むしろその点はわかるのですが、今問題は、この危険または危険のおそれある状態に對して適當な防止または応急の措置という表現でもつて構成されているんではないか、こういう点について大臣の考え方がから申しますと、適當な防止または応急の措置とはどういうものをお考えになるのか。

○国務大臣(松浦周太郎君) この鉱山保安局の調査の結果を待っているいろいろな答えなければならぬのであります

が、まだわれわれの方に十分の結果が
届いておりません。そこで今のお問
いに対しては、私もこの鉱山保
安法に基づき勧告を行なつて、そしてか
ようなことが再び起らないようにいた
していただきます。かように存じておる次
第であります。

○山本経勝君 それはわかるのです
よ。大臣のお話、勧告をなさる——そ
れはやつていただきたい。ところが問
題は二十四条の「適当な防止または応
急の措置」というものがどういふふう
に講じらるべきであるか。これは坑内
の実情は大臣御存じないと思うので
す。しかし、一般に捕提し得るそれぞ
れ手があると思う。これはきょうお答
えできないけれどもあらためて伺ひする
として、よく通産当局との間で特に保
安局との間で話し合つて、この解釈は
はつきりしていただかなければ、こと
によつたら炭坑の労働者は、なんぼ石
炭が必要でも働かぬということになる
かもしれません。そういう状態さえも
考えられるし、これは、この際、この
法律を愛してもらわなければ困るとい
う声が、今猛烈に起つてつある。です
から、重大なこれはポイントになつて
くると思います。

それからいま一つは、現場の状況を
今しきりに点検することは不可能に
なつてゐる。この密閉は、おれら火
がついておるならば、三年、四年は、
密閉を取り除いて常態に復することは
不可能である。あるいはそうでなくし
て、単なる局部の機械施設等の火災で
あったとするならば、これは割合短い
期間に密閉を解除して、あるいは水を
上げて作業に復するということになる
でしょう。その場合も二カ月や三カ月

ではないと思う。そういうような状態
に置かれておりますから、現地の実情が
詳細にわからぬというところは、きわめ
て遺憾であります。しかし、調査が
粗漏であつたというのであれば、ある
いは現場におけるこの規定に基づく応
急の措置が、われわれの全く納得いかな
い状態にある、たとへ二名といへども
貴重な人命である、それが死亡したか
どうかということが確認できない、そ
ういふ状態のもとで推定でまことにむ
ちやくちやな措置が、しかも規定に
よつて公然と監督局の了解のもとにな
されておるといふことになると思つて
重大ですが、そういう点について、
なお労働省としても御検討願つておき
たい。

それからいま一点大臣に伺ひたいの
は、鉱山保安に関する具体的な予防の
措置、あるいは災害に対する救助、ある
いは罹災者に対する援護の措置、こう
いったものは、しばしば私は労働大臣
にお願いをして、勧告してもらつた
り、いろいろ手を打つていただいてい
ると思う。この問題はかりでなく、
時間の関係もありますから、かいつま
んで申し上げますが、ちやうど四月の四
日には、佐賀の明治炭業佐賀炭坑とい
うのがございまして、ここでガス爆発が
起つて、そして三名の死亡と一命の重
傷者を出した。これも一応資料を求め
たのですが、監督当局の方には、実は
御提出をいただいておらない。そこ
で、私は現場の方から送つていただい
て、組合並びに会社の調査を持つてお
ります。これを今御質問申し上げて
も、十分なお答えが不可能かも知ら
ぬ、そう私は推測をしますから、きよ
ういふて掘り下げません。

それから最近に起つたその他のガス
災害、また、通産省の方で出していた
だいてゐる、この鉱山保安白書という
のは、これにはたくさんに災害があり
ますが、このガス並びにガスの燃焼、
窒息、爆発あるいは火災、こういった
事故が起るシーズンになる四、五、六
という月は、年々災害の起る月なんで
す。最近また頻りにこうした災害が連
続的に起つてゐる。こういう状態に
かんがみまして、特にやはり十分対策
をお考えにならねばならぬ。それで大
臣としては、どういふ勧告なり、ある
いは措置を講じたいとお考えになつて
おるか、その点を伺つておきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) いろいろ
適正なる御注意を受けたのでござ
いまして、これは、今回の二名の問題
に對しましては、通産当局から御答弁
の通りであると思ひますが、この尊
き、二名の犠牲によつて、鉱山関係の
安全施設その他、法の不備な点を発見
いたしまして、これを直して、将来こ
ういふことを再び繰り返さないよう
にすることに、二人の尊き犠牲
が、日本の国家のためになることであ
り、せめてもの遺族の気持をそれによ
つていやすことができればと思ひま
す。この二名の犠牲から、十分通産局
と、いろいろ御指摘になりましたよう
な点を相談いたしまして、改善すべき
ところは改善し、勧告すべきところは
勧告いたしたいと、かように思つてお
ります。

たしましたならば、次の機会に御発表
いたしたいと思ひます。

○山本経勝君 時間の関係があります
から、大臣にいま一つ所信を承わつて
おきたいのですが、通産省との間で話
し合つて、具体的な措置を講じられ
る、これはその通りでございませう
が、ところが、今まではしばしば話し合
いはされてゐると思う。ただあまり具
体的な話がいつも出てこない。で、こ
ういふ点、私は実は不安に思つてい
ます。いつごろまでという大体の目安
が持てるかと思つて、通産当局との
間で、話し合つて、おおよそいつごろ
までは、何らかのこうした災害に對す
る対策、あるいは法の不備なら不備
で、この法の運用の改善なりあるいは
法そのものの改正なりを考えてみたい
というお考えがあるのか、そこら辺を
一つ大臣から承わつておきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 通産局
の方とも相談いたしました。至急一
つ改善の要点を具体的にいたしまし
て、今国会終了以前に皆様に御提出
いたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 今の問題に関連して
局長にお尋ねしたい。どうも聞いてお
りますと、先ほど山本委員から……、
問題の事件が起つてから八時、十時
半、十一時という段階で報告書が作ら
れてゐるのですが、私も炭坑へ入つて
みまして、炭坑の、いろいろ雑多です
から私の認識は十分ではありません
が、切羽と坑道との関係の認識ぐら
いは私は持つてゐるのです。そこで問題
は、どうもわからないのは、スイッチ
を入れたら火が出たから逃げたとい
う。そこで炭夫の監督といひますか、
その作業の指導をしてゐるといひます

か、そういう人が、この箇所々々の責
任者としてゐるはずだと私は思ふ。そ
こでそういう人が、たとえば三十人
とか二十人いるという、この中の方
の現状把握という中において、災害
防止、避難という問題が起つてくると
私は思ふ。そこで、今日のこの事件
は、二名の者はその中に入つてゐる。
このあとの方の図面を見ても、
扇風機のところあたりにおつたのじや
ないかということが、ここに書かれて
あるわけですか。そこで○一のガス黒
煙があつて、物理的といひますか、一
時間半ぐらゐしたら人命がそれでもう
失われるという状態にあつたという、
そこで報告をされてゐるその確認は八
時の確認なんです。問題は、炭坑には
私はガス・マスクとか設備をして、人
命尊重の建前から、鉱山保安法の三
条の一項の最初に人命の問題が取り
上げられてゐる。今日の憲法でも同じ
であります。そこでこの国はとも
のが明確になつてゐる。そういう格好
で、順を追つてみますと、入気、排気
側密閉の問題が四月十日の零時二十分
です。二十五分、その密閉後の爆発と
いふのが十一日の十四時三十分から十
四時五十分というところになつてゐる
わけ。だからその推定判断、危険判
断という問題は、おのおの専門の経験
の度合いから生まれてくるのだと私は
思ふのですけれども、その二人の人が
坑内にいるという状態そのまゝに、家
族、組合の協議の上で了承を得てや
つたというのだが、実際、現実の結果論
ですけれども、そこで爆発とかさうい
うことになつたといふのは、二日後に
起きてゐるわけ。この経過報告が
ら見ると、そうなるという、私は経

験の度合いやその他の問題があると思ふのですが、四時三十分はこの災害が発生して、鉱山の監督、安全保安の立場から、その監督の立場といえますか、業者の立場といえますか、その欠員になった二名を、鉱山に備えていたとすればマスクとかいろいろの設備があるでしょう、その坑内にガスが発生したときにはどういう工合にして坑道を歩くとか歩かぬとか、こういう設備をして四時三十分から十一時までの状態、たとえば八時までの状態において、そういう処置が一つこの経過報告に書かれていない。そういうところは、先ほど局長のお話を聞いてみると、わからぬというようなことに私は聞いたのですけれども、私はそここのところがどうも納得がいけない。しろうとでありますけれども、納得がいけないのです。人命尊重というところからいって、これは納得がいけない。そのところあたりをもう少し説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまの、四時半から八時までの間の炭鉱側の救助作業その他に関する行動が不明確であるという御質問であります。私もこの間の詳細はまだ受けておりませんが、先ほど来も申し上げておきますように、まず本人が、局部扇風機を扱っておりました本人がスイッチを入れたときに火が出た、こういうのです。どこからどう出たのか、私どもの考えでは、おそらく本人はよくわかるはずなんです。しかも、この本人は無事に退避しておりますので、この本人を十分に調査すれば、かなり詳細はわかると思ひますけれども、なかなか被災の場合には、本

人もいろいろ興奮しておりますし、本人の言うことをそのまま判断してやるわけにも参りませんので、まだ十分な確かな調査ができていないというふうな私どもとしては考えておりますが、もちろんこの坑内火災の初歩の段階といたしまして、炭鉱側としては、先ほども申し上げましたように、直接消火の方法はとつておるようでございます。これらも果してほんとうにとつたものかどうか、今後の、密閉をあけましてからの調査に待つ以外にないのでありますけれども、炭鉱側の申し述べるところによりますと、四塩化炭素の消火器で消すこともいたしましたし、砂をかけて一応直接消火をやつたようでございます。しかし、おそらく退避その他の状態、それからその現場の係員もすぐに逃げたわけではないのであります。図面がちょっと小さくてわかりにくいと思ひますけれども、災害現場のごく近くのとびらをあげまして、内部を見ましたところが、もう非常に火災が強く、煙も非常にたくさんあつて、もう入り得ないという状態を見えわめまして、坑外に退避していろいろでありまして、炭鉱側はもうろんのこと、その部署付近におりました関係の者は、でき得る限りの初歩の段階の方法としてはとつておるようでございます。しかし、これは果してどの程度にとつたかという点につきまして、今後の調査に待つていただきたいというふうなことを考へておりますけれども、この三時間半の間、全然放任状態ということはないのであります。当然またそういうことをするはずはないと考へておりますし、かたがた直接消火をいたし、かたがた万一の場合の

救護隊の編成を直ちに指令し、準備をし、そして、情勢によつて着々処置に移つていったというふうな考へております。こういうようなケースはたくさんございまして、むしろ大がいの場合は、控え目にするというよりも、むしろ積極的に出過ぎるというよりも、ケースが多いのであります。おそらく、資源を先にして人命をあとにするというところは、まず私どもの従来の経験からは考えられない、むしろ、先ほど私が申し上げましたように、必要以上は無理な救助に行く姿の方が、大方の場合に多いのであります。私の方、被災者を出して例をたくさん持つていくような次第でございます。その間の事情は、でき得ることならば、保安管理者の正しい判断におまかせ願ひたい。なお、もちろん私どもも十分に理解し得ない点が多々ございまして、目下調査中でありまして、もう一段詳細な調査を待つていただきたいというふうな考へていく次第であります。

○藤田藤太郎君 問題は、炭鉱の現場に局長はお入りになつてよく御存じだと私は思ふのです。日本の炭鉱は、大抵いんげんが、斜坑であります。その斜坑をコンベアとか何かで上げるか下げるか、切羽というものを順次うしろを埋めながら進んで行く。そうして、どちらかに運搬車とか、コンベアで上げていくところもあり得るけれども、運搬車で上げていくところがあつて、その運搬によつて鉱石を坑外に運び出すというものが大体の、私は、大なり小なり違つても、そういう状態じゃないかと思ひます。そうすると、その切羽

が、順次三十メートルか五十メートルの切羽が進むに依つて坑道というものが、あとが坑本その他でかまされられて、順次切羽が進んでいく、上か下かに人がいるのであつて、現場のその中にいる人、切羽にいる人が全部避難しているわけですね。避難して、その上か下かのところに係員がおつて、監督する人がいるわけですね。火が出たときに、大多数の人が避難している。その二名の人がどこにおつたか知らないけれども、避難されてないということになれば、そこにおのずから上の監督者、下の監督者といふ監督者が、そういう局所々々における監督者が、何名入つておつた、何名の人名を抽提して、避難という問題が最大限諱じられるというところ、私は日常の人命尊重、企業をやつていく会社の責任が私にはそこに出てくると思ふ。それが、ここでは報告書に何も載つてないのだ。四時半から八時まで、八時においては、四時半から八時まで、これはもう危険だ、三時間半たつていから、一時間半で人命がなくなつてしまふのだから、これで了解してくれ、家族の皆さん、もう人命がないものと思ふ、こういうことを了解して、そこで注水をする、こういう状態というものが私はあつていいかどうかということが第一の問題点です。

そこでもう一つの問題点は、朝の四時半から、朝の四時半といつたら深夜作業でしょう。そういう場合に、会社の責任者がおつたのかおらないのか、炭鉱の責任者がおつたのかおらないのか、適切な処置を講じている人がおつたのかおらないのか、三交代で終日炭鉱は廻るのだけれども、監督官も、ここで

末吉監督官が現場へ到着したのが十一時だといふのです。こういう形で、何ら措置が講じられなかった、十時済んでから監督官と業者との間で、こういう状態だから、もし〇・一のガスが出たからこれは死んでいけるものと測定するから、これは一つ他に及ぼすから密閉するのだというところで、家族に納得さしている。それで密閉している。私はこういうやり方というものが人命尊重、鉱山法の初っぱなで警いて「人に対する危害の防止」という精神にかなつていられるかどうか、私はしろうとです。しろうとだけれども、どうもこのところは納得いかぬのです。こういうことがしつちゅう諱じられるというところ、こういう感じ、炭鉱の処置をするというなら、さつき山本委員が言つたように、三十万の炭鉱労働者は安心して石炭を掘るために坑道に入ることはできぬ。こういう工合に資源の問題を重点にといひますか、そういうものの考え方、炭山保安をやらなければならない。私もつぶさにこの問題をしようとながらに考へてみて、どうも納得がいけない。そのところあたりをちょっと御説明願ひたい。

○政府委員(小岩井康朗君) 私どもは決して御答弁を逃げる考へは毛頭ございませぬ。一刻も早くこれらの実態をよく詳細に聞きまして、今後の災害防止の手を打ちたいというふうな考へておりますが、この間の、三時間半ばかり、いかなる状態に対してどういふふうな手を打つたかというところは、いづれ詳細わかつて思ひます。私の方の立場といたしましては、すでに監督官が現地に着きましたときには、もう注

よいよ思が切れたということが確認されてなお——一般の場合です、震災の場合と違うんですが、二十四時間は埋葬その他用子に付すわけにはいかぬというふうに聞いておるんですが、そうしますと、たとえば震災ではありませんけれども、この死亡ははっきりと確認はされていない、それからまた、行方不明という一応形になっておるよう

でも私は別に、たとえば船等の遭難の場合には行方不明ということが死亡だと断定されるのはたしか相当な期間があったように思う。そう考えてみますと、これは震災ではあるけれども、死亡が確認されなければ、私はいわゆるこのような処置がとられるのは妥当であるというところにならぬのではないかと感じる気がします。そこら辺一つ、専門的な立場でお考えを伺ってみたい。

○政府委員(中川重治君)　ちょっとその前に、先の発言中に爆発と言いましたが、言い違いで、発火でございます

ので訂正をいたします。

それからだいまの御質問の点でありますが、犯罪という点はずでに御案内だと思えますけれども、故意犯と過失犯がございます。故意犯というのは、御案内のように、たとえば不明の場合、生きていることを認識しているにもかかわらず、こういう密閉作業をやってしまう、こういう場合には故意犯の関係が出てくると思うのですけれども、そういうった故意は今回の場合にはなかったように考えられるのであります。残る問題は、過失なんでしょうが、過失の点について問題が二つあります。

然火を起すという状態になったといふことの結果を招来したのですけれども、そのことについてあるいは会社側、あるいは直接そういうことに責任を有する関係職員のところ業務上の過失があったかどうかという点が、刑事責任の問題になろうかと思うのであります。今度のそういう事故が起りました後において、その対策として、こういうたぐいま御質問のような措置を講じたことが何かの過失であるかどうかという点でございすけれども、これももちろんそういう点も留意は持っておりますけれども、いろいろ現地の捜査状況等にかんがみまして、そういう点については少くとも刑事上の過失はないように考えられる節が多いのでございす。

○山本経勝君　そこでやはり警察が、法の規定に基き諸般の業務を推進なさる、今のお話ですと、今のいわゆる刑事上の問題、すなわち過失にせよ、あるいは故意にせよ、いずれも問題があると思うのですが、あるいはまた、業務上の過失としてもやはり問題がある。そういう意味で被災に臨んでいろいろな調査をなさる、捜査をなさる、これは当然だと思ふのです。ところが、この清水沢の災害の際には、警察はおいでにならなかつたという話を聞いています。それが、そういうことであつたかどうか。それとあわせてお伺いしたいのですが、四月四日に佐賀の明治鉱業佐賀炭坑が爆発を起しております。ところが、ここでは現地の警察官の方が事務所あるいは現場等において、まじした諸般の資料を証拠物件として押収されたために、通産当局の方の側の、つまり国の出先機関、両方の出先

機関がそれぞれ調査をするものですから、さっぱり通産局の鉱山保安監督部の派遣班は調査ができなかつたというやうな事態が起つたといふこと。これは一つの業務上の競合かわかりませんが、しかし、そういうやうな点について、警察当局としてはやはり統一的でないと困ると思ふのですが、現場も迷惑するし、あるいはまた、その紛争のために業務推進がむしろ阻害される、肝心な救済なりあるいはまた、災害予防の措置等の円滑な推進等が妨げられるということにもなりはせぬか、そういうやうな事態があつたのか、あつたのか、あつたらうかというものであつたのか、一つ御説明を願つておきたい。

○政府委員(中川重治君)　これすべて一般的に申せることなんでしょうが、私も警察に申したしましては、そういう犯罪関係を認めた場合には、また認知するに努めていく、また認知するに努めていく、こういうことに相なるわけでございす。北海道の場合同様に、警察官が認知いたしましたときに直ちに御案内のよう、炭坑関係は比較的警察関係職員のおる場所から遠ざかつたやうな場所におきまして、何時、何時に到着したかといふことまでは調べておりませんけれども、北海道の関係でこういう事故が起つたことを認知いたしましたときに直ちに御案内のやうな報告が来ておりますが、時間の点はさらに明確にしておきたいと思ひます。

それから他の職務機関との競合の問題でございす。まず、一般論から申し上げて御説明したいと思ふのですけれども、すべて犯罪につきましては警察官は権限と職責がございす。ところが、その警察はすべての犯罪について権限と責任があるわけではございす。特別司法警察職員という制度がございまして、特別司法警察職員または特別司法警察の職務を行う職員というものがそれぞれ法律に根拠をもちまして機関がございす。たとえば申すと、列車内の犯罪、列車内で警察官がスリを捜査し、その処理について刑事手続を進めることもできますけれども、鉄道公安職員がございまして、鉄道公安職員もまた同様のことができて、こういうやうな建前に相なつておるわけでございす。その関係でそういう特別警察職員を置いてる制度の本旨は、これは御案内のごとく、そういうところの場所等におきましては、一般の警察だけを持てては何かと申しましても、そういうやうなすみずみまで徹底したいところがあるだろう、場合によつては、特別の技能を持つ者が司法警察の職務を行つた方がより効果的であろう。こういう趣旨のもとに特別警察職員の制度が置かれておるわけであります。

御質問の場合は、鉱山保安法違反被疑事件につきましては、鉱務監督官がその特別警察の職務を行うことが可能なのでございす。佐賀の場合にもそういうことに相なろうかと思ひます。鉱務監督官は、鉱山保安法被疑事件については警察も可能でございすけれども、鉱務監督官も可能である。ところが、問題の事案につきましては、鉱山保安法違反事件だけに、業務上過失傷害致死事件も考えられますので、そういう意味において刑法犯につきましては、この場合には、鉱山保安監督官には権限がない。こういうのが法律関係でございす。実際問題はそういう専門の知識をお持ちになつておる鉱務監督官は刑法犯についても捜査権を有する警察官と共同して、おのの事案の真相を明らかにしてゆく。そして刑法犯につきましては警察職員がやらざるを得ないのでありますけれども、場合によつては共同の結果、いろいろ事案に即する措置を講じてゆく、こういう制度が現行制度と理解いたすのでございす。御質問の佐賀の場合、そういう建前で警察側と鉱務監督官側と共同してやろう、こういう建前でやつておつたのでございす。若干現地で、ある時期において行き違ひとか、誤解の点があつたやうですが、そういうことがありましたけれども、これは話し合えばよくわかることである。これは話合ふべきものであります。時期に話し合つたといふことは私も聞いております。少くとも現在におきましては、そういう誤解は当局間において解消しまして、共同で事案の真相発見に努めておるのが現状でございす。

○山本経勝君　そうしますと、鉱務監督官といふのは、いわゆる坑内においては一応警察、つまり災害等の原因糾明等に當つては特別の警察権を持つてゐる、こういうことになつておるのでしょうか。それは当然派遣班、つまり監督官が現地に派遣する監督官、こういう者が持つてゐるということになるのでしょうか。そうしますと、そういう人々がいよいよ現地に着いてそして実情を調査し、そして判定するといふことは、警察権と同様な決定をあるいはやることになつてゆくと思ふのですが、その場合に、責任はやはり鉱山保安監督局あるいは監督部に属するのであつか。その点をちょっと伺つておきたい。

○政府委員(中川重治君)　この責任は、その行為をしたものに關連する行為についての監督官と、こういうことにならうと思ひますが、結局、警察官が法令の根拠に基づいて行為をしたことについては警察官自身が責任を持つ、その職務を監督する機関が責任を持つ、こういうことにならうと思ひます。つまり鉱務監督官もこれと全く同様であると思ひます。今回の場合は、今回の場合に限りませんが、鉱山保安法被疑事件につきましては、鉱務監督官に責任と権限がある、それから刑法犯及び鉱山保安法被疑事件につきましては警察に権限と責任がある。逆に申しますと、刑法犯については警察だけしかできない。それから鉱山保安法違反については警察官もできるが、鉱務監督官もできる、ちやうど列車内のスリと同じで、列車内のスリは巡りさんでもできるけれども、鉄道公安官もできる、こういうことなつたと思ひます。

それでそういう関係で一つの事案についてそういうふうに関係する、競合するのには意味があるのですが、そういう場合には共同してやる。国家機関同士ですから、公けの機関同士ですから共同して相互の目的を達成することが、これが競合だろと思ふのであります。そういう競合して権限を持つてゐる立法の趣旨を案ずるに、そういう特別な事件については警察官も権限がある

けれども、さらに専門知識、技能を有する者に地方警察の職能を与えておいた方がより合理的になるであろう、こういう趣旨であろうと思ひますが、少くとも今回のような、そういう事案の場合においては共同してやるといふのが、これが健全な常識であろうと思ひますが、その趣旨でやっております。少くとも現在では、ある段階においては若干の誤解とか行き違ひがあつたようでありましてけれども、これは鉄務監督官と共同してやっております、これが現状であります。

○山本経勝君 刑事部長の方の御質問を一応これで終りました。

それで保安局長にもう一点だけ伺つておきたい。

今お聞きのように、刑事部長の方のお話では、鉄務監督官、すなわちこれは現地派遣班と称する監督官をさすのが、あるいは監督部長をさすのか、それとも本省においでのか、ここにおいでのか局長さんがこれに該当するののか、そこいら辺はどうなんですか。

○政府委員(小岩井廉朝君) 鉄務監督官と申しますのは、私どもも鉄務監督官になつておりますし、本省にも何人かおります。それから現地の部長ももちろん監督官でありますし、ほかに監督官はたくさんおられるわけであります。いわゆる鉄務監督官と名のついたもの全部さすものと考えております。

○山本経勝君 そうしますと、この清水沢の問題の火災、震災に當つては、坑内に二名の残存者があることは公認されておる。生死の状態については不明である。先ほどの藤田委員の質問に對して、局長の御答弁を聞いておりますという、たとえば坑内で避難をす

る努力をした、つまり坑道密閉箇所の上で、その被害者、罹災者がはい上つてきてそこで倒れた、こういうふうなことになるという問題があると言われたのですが、問題はそういう不明確な状態で、この密閉作業あるいは注水作業がなされて永久に要するに救われたい状態に追い詰められたということですから、これはやはり将来密閉が解除されて作業が復旧いたしますという、そのことは明らかにするでしよう。しかし、そのことについても非常にこれは困難な問題ですけれども、長い間たちますと、坑内はいわゆるパレと称して坑道はつぶれてしまふ。あるいは切羽にまでもつぶれてしまふ。こういう状態ですます困難になります。この原因についてはその究明がなされるものとして、石炭鉱山保安規則二十四条に基く措置が正当であるかどうか、つまり業務上の過失、あるいは不可抗力であつたのかどうか、そういう原因から経過、そうしてまた、二人をなお残して密閉、注水等の作業に切りかえて、そうして救われたい状態に追い詰めたというやうな原因、経過、そういうものが解明された際に、その責任はこの規定からいへば、およそ局長の答弁を求めざるまでもなく、保安管理者、つまり経営者の責任である、こういうことに御主張なさるのでしようが、今の刑事部長の話を聞いておられますという、その原因等の究明について、その権限と責任というものが法的にはやはりこの鉄務監督官と称する特別の警察職がその権限を持った現地の派遣班なり、これが一職員であらうと何であらうとみな同じ権限を持つておると言われるの

です。その点が非常に重大になつてくると思ひますので、この点を御説明を願つておきたい。

○政府委員(小岩井廉朝君) 私もうたひたび申し上げておりますように、災害が起りました緊急の措置でありますので、原則として保安管理者が一切責任をもつてやつたというふうに解釈せざるを得ないと思つておりますが、従つて、その措置に非常な妥當を欠いたという点がございますれば、当然保安管理者が責任を負うべきであるというふうに考えております。しかしながら、監督官といつたしましても、その保安管理者の措置は保安管理者親自でできるものではありますけれども、同意を与えておりますので、責任は十分に感じております。しかしながら、法的にどう妥當を欠いた場合に措置をされるかという点につきましては、最終は裁判において決定するより以外にはないのではないかと、私どもも十分な責任は感じておりますけれども、原則の立場からいへば、緊急の措置としての保安管理者の措置だといふふうに考えておりますが、当然監督官も同意を与えておりますので、責任は十分に感じております。どういふふうに具体的にあと処置がとられるかという点につきましては、最終は裁判所におまかせする以外にはないのではないかと、私どもも同意しております。

してこの委員会に報告かつ検討をして参りたい、こういうお話でしたから、しかもその時期としては、私お伺ひしたところによりますと、今国会の会期中というところでありますから、いずれもう一度こうした委員会を開開願つて、関係各省の当局者並びにこの保安問題に対する対策等を含む御検討をお願いすることにしたしまして、本日この保安関係の問題、特に鉄山保安に関する問題については以上で終りたいと思ひます。

そこでなお二、三の問題について、労働基準監督局の方に御質問を申し上げておきたい。

それは本年の三月三十一日、つまり前月の末日の午後には、これは私も現在資料を持ちませんので新聞によるのですが、北海道の十勝、帯広といふところで砂防工事、林道工事の現場者が、その萩原組と称する土工等現場係員、そういった人々がなだれのために六十七名埋つた、そこで死亡十二名、負傷十一名というようになっておるやうですが、これは数字はわかりませんが、同じく四月九日に、これは午後二時、北海道の釧路山郡といふのです、上ノ国村今井マンガン鉱山、この休憩所がこれまたなだれのために埋つた。その際に、休憩中の工員二十五名がいわゆる生き埋めになつた、そして死亡七名、重傷四名という事故が起つた。さらに四月の十二日には、午後五時半ですが、新潟県の中魚沼郡の日曹炭鉱魚沼鉱業所といふのがあつて、そこで持田といふ飯場がこれまたなだれで三十六名が埋れたので、そのうち二十名が生き埋めになつた、死亡者が十七名といふ、最近一カ

月足らずの間にこの重要な事故が起つておる。それがいづれも飯場、あるいは居住を含む職員住宅なんですよ。これは基準法上から申しましていろいろ問題があると思ふ。私は詳細な実情は、ここに申し上げたので資料を持ちません。そこで、基準監督官の方で御調査になつた詳細な資料があるなれば、あわせて御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) お答えいたします。一番最初に御指摘のありました帯広の上札内の砂防工事のなだれの事故の状態であります。今お話の通り、本年の三月三十一日の午後一時半ごろ、なだれが発生いたしております。萩原建設工業、その飯場が倒壊いたしまして、死亡が十七名出しております。そのうちの二名は労働者の家族であります。災害の発生状況でございますが、災害発生の前日から、午後四時ごろから非常に雨が降り続きました。そしてその発生の日三十一日の昼ごろみぞれ、一時ごろから風速が非常に、十ないし二十五メートルの風速がありまして、従つて、仕事ができなものですからして、全員飯場あるいは事務所等に一時待機いたしておつた。そこに非常に大規模な幅で、約六百メートル、七方所からのなだれがやつて参りまして、そして飯場を倒壊した、こういうふうな事件でございます。

それから失礼でございますが、第二番目におつしやつたのは……

○山本経勝君 四月九日の午後二時、北海道釧路山郡……

○政府委員(百田正弘君) その資料を

今ちよつと持ち合せておりませんので、最後の日曹の件について御説明申し上げます。新潟県の日曹炭鉱の魚沼鉱業所でありまして、これは四月十二日の夜、地すべりによりまして約一万立方メートルの土砂が崩壊いたしました。社宅が倒壊し埋没されました。これは先ほどの飯場とは違いますが、三棟、八世帯が倒壊いたしました。死亡並びに行方不明が十名、うち労働者が五名でございます。事故の発生原因として考えられておることは、非常に雪解け水が地盤に浸透いたしました。地盤がゆるんで大きな地すべりを起したというふうに推定されております。非常に簡単でございますが、一応御説明を終ります。

○山本経勝君 北海道の今の十勝の秋原組ですか、これのなだれによつた死傷災害は、実は聞くところによりますと、この飯場はかつて基準監督署の方で、前にこの飯場が同じく札内川のそばに作られておつて、そして洪水のために流れて災害が起つたことがある。そこで、監督署の方ではこれを勧告して移転をさせたと聞いているのです。が、そういう事情がありましたか。

○政府委員（百田正弘君） ただいまお話のございましたような事実がございます。と申しますのは、ダム工事の近所に札内川という川が流れておりますが、以前はそこに飯場を作つておつたのでございます。三十年の六月三十日でございますが、はんらんいたしました。飯場が流れた。幸いにしてこのときは死傷者がなかった。そういう危険な事情の場所でありましたものですが、それから、そこから離れて、洪水の危険のなから、ここに移された、こういう

ことになっております。○山本経勝君 今のお話で、新潟県の日曹炭鉱の場合にはこれは社宅なんですか、従業員のもの。○政府委員（百田正弘君） 社宅でございます。

○山本経勝君 そうすると、もう一度お伺いしておきたいのは、北海道の場合には何といひますか、合宿のような形で、これは基準法でいう、基準法の五十四条に規定がありますね、これらに規定に、「使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基いて発する命令で定める危険防止等に関する基準に則り定められた計画」が必要になっておられます。そうしますと、それに基いて一応移転をさせたのだと思ふ。ところが、この山の斜面へ持つてきて、しかも北海道のごとく積雪量の非常に多い地域でありますから、これは傾斜があればなだれがあると思ふ。きやならぬのですが、こういう状況についての監督行政の面では非常に手落ちがあるのではないかと私も印象を受ける。山の斜面に並行して家を建てる場合に、どこかを削って平地を作る、つまり宅地を作るということか、もしくは山の斜面を切り取つてそこに平地を設けてこうした施設をするということになると思ふのです。そのことは特に雪の多い、しかも雪解けとともに地盤がゆるんでくる。こういう自然条件を持つておるのですから、これは非常に危険な状態であつたと思ふしなればなりません。そういう点についての労働基準局の監督状況というものは、きわめて私の聞くところによるとと十分なるように感じるので、その点はどうか御説明を願つておきたい。

○政府委員（百田正弘君） お説の通り、このなだれの災害、これは冬になって……大体的な概況を先に申し上げますと、昭和二十九年に四件、三十年に五件、三十一年度になって十件と非常にふえている。特に今年は積雪が多かつたというふうな事情と、天候がまあいろいろ変化したというふうな事情もございまして、本年三十二年になつて非常に多くなつた、この冬が多かつたというところはおっしゃる通りでございます。それでこれに對しまして労働省といひましては、どういふ監督措置を講じておるかというお話でございますが、われわれはこの点につきましては、特に最近におきまして、電源開発工事ないし建設工事が非常に多くなりまして、しかもそれがだんだん不便なところで行われる、そういう山の奥等で行われることが多いのでございまして、特に従つて、積雪期におけるなだれ対策につきましては非常に労働省といひまして、できるだけこの災害を防止いたしますために、昨年にございまして労働基準局長に對しまして必要な監督措置につきましての通牒を出しましたし、同時に、これに基く會議ないしは昨年の暮れにはこのなだれ災害に関するいろいろな資料を集めました。なだれ災害の防止という資料を配付いたしました。この冬におけるなだれ災害の防止の完備を期するよう措置をとるような指示をいたしてき

たところでございまして、この北海道のこの場合におきましては、これが現地、おっしゃる通りに、非常にこれは危険な場所というふうにおつしやいまして、まあ非常な傾斜面ということにございませぬのですが、非常に不便なところでございます。一方こっちに建てれば、夏になって今度は洪水の危険がある。といひて、こつちがなだれにつきまして、地形上そこに飯場を建てなければ、建てるところがないというふうなところがございますので、これに對しましては、なだれが起つた場合に對する措置を十分講ずるようというところで、北海道の帯広監督署としては指示したところでござい

ます。何しろ部落からその地区が十八キロばかり離れておるところでございまして、非常に地形の關係上適當なところ建てられないというふうな事情もあつたやうでございます。なお、このなだれがその翌日あたり、あるいはなだれがくるのじやないかということ、片方の宿舎から二号宿舎と申します宿舎に労働者を移動させたのでございまして、結果におきましては、両方ともやられたのでございまして、非常になだれが大きかつたので、ある程度の、相当程度の対策を講じておつても、これは結局効果が上らなかつたやうに考えられたのでござい

ます。われと申しましては、両方ともやられたのでございまして、非常になだれが大きかつたので、ある程度の、相当程度の対策を講じておつても、これは結局効果が上らなかつたやうに考えられたのでござい

ます。われと申しましては、両方ともやられたのでございまして、非常になだれが大きかつたので、ある程度の、相当程度の対策を講じておつても、これは結局効果が上らなかつたやうに考えられたのでござい

ます。われと申しましては、両方ともやられたのでございまして、非常になだれが大きかつたので、ある程度の、相当程度の対策を講じておつても、これは結局効果が上らなかつたやうに考えられたのでござい

ます。われと申しましては、両方ともやられたのでございまして、非常になだれが大きかつたので、ある程度の、相当程度の対策を講じておつても、これは結局効果が上らなかつたやうに考えられたのでござい

○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

ます。○政府委員（百田正弘君） 当然そうした届出が計画書とともに出てきているのだらうと思ひますが、それに対する措置につきまして、普通の場合、当然遠くても現地に参りまして現地を確認した上で適切な指示を与える。特になだれの場合には、そういうことを今年度において強化いたしておりますので、当然そういう措置をとつたと存じますが、詳細な資料が手元にござい

せんで、これは資料としてお手元に差し上げたいと思います。

○山本経勝 先ほど御答弁の中で、一応予防措置を勧告したけれども、超ったなだれはそれを上回った予想外に大きななだれであったから、しよせん予防措置を講じておいても、この際はむだであつたらうというお話があつた。これはきわめて大事なことで、私は思う。なるほどやっておくことに予防措置が講じられて、しかもその予防措置の能力以上のなだれが起つたという事は、また起るという事は私にはあり得ると思う。ところが、どのようになつたかといふことは明らかでないだけではない、なだれが予想外大きかつたのだから、実際は効果があつたのであるという事、これは、私はどうもおかしいと思うのです。

それからしかも、本省の方には、こうした届けが監督署だけでとまつて、上つてこないのかどうか。あるいは北海道の基準監督局でとまつて、そしてそれから上へは上つてこないのかどうか。これは非常に大事な行政的な問題だと思ふ。その辺をはつきりしておいていただきたいと思ふ。

○政府委員(百田正弘君) ただいまの届けでございますが、これは監督署に届け出るものでございまして、こちらには参りませんのです。

○山本経勝 そうですね、なるほど行政事務的な手続はそれであります。しかし、先ほど話があつたように、通牒では監督行政事務に対する具体的な指示をなさると思ふ。ところが、ここにこういう大きな事故、これは小さい事故ではないと思ふ、こういう

大きな事故が起れば、当然監督署は現地の実情をつぶさに見て、こういう措置を講じてこういうことをやつたのだが、こういうことになつた。そして事後の措置はこうであるというものが、当然私は労働省の方に参る筋合いだと思ふのですが、その点はどうかなんです。

○政府委員(百田正弘君) ただいま私が申し上げましたのは、寄宿舍、飯場等を設備する場合の届出が監督署にくるといふことでございまして。ただ、今のようないふ、こういう災害の起りました場合にどういふ事情で起り、その間の行政監督ないし現地の局としての措置はどうであつたかといふようなものは、全部私の方に報告させる、こういうことにいたしておきます。ただ、今資料がございまして、入手いたしまして直ちに御報告申し上げます。

○山本経勝 それからもう一点は、先ほど申し上げた北海道の釧路郡の問題ですが、これはお手元に何の資料もないといふことですが、これはおそろしく新聞ではありますけれども、うそではないと思ふ。いかにげんなことではないと思ふ。今はマンガン鉱山の休憩所といふのですから、私はやはり五十四条でいう「附属建設物又は設備」こういうことにやはり該当していくと思ふのですが、そうしますと、これは労働者が休憩所として集団で利用する場所だと思ふ。そこになだれが起つてくるのです。これは資料がないといふことでは、すみやかに一つ調査をして資料をお出し願ひたいと思ひます。ですが、これは当然、こういう私の解釈で誤まりかどうか確認しておきたい。基準法五十四条にいう「附属建

設物又は設備を設置し」という条項に該当すると思ふのですが、その点の見解はどうでしょうか。

○政府委員(百田正弘君) 原則として該当すると思ひますが、具体的な事情を調べてから、先ほどの御要求の資料とともに提出いたします。

○山本経勝 それから最後に、新潟県の問題ですが、日曹炭鉱の方は社宅である、つまり鉱員の社宅であるといふことでありますが、鉱員の社宅として考えます場合にも、この種の災害は、やはりあらかじめ危険であるといふ状態については、基準監督局としてもあるいはその所管の監督署としても当然関知するところだと思ひますが、この点はどうかなんです。

○政府委員(百田正弘君) 新潟の魚沼の炭鉱の場合は、多少その間の事情は違ふのじゃないかと思ふのでございしますが、たまたまそういう地形で地すべりが起つたといふことで、ある意味においては不可抗力、天災地変による不可抗力ではないかと、こういうふう

○山本経勝 もう一点だけ伺つておきたい。これは炭鉱の例ですがボタ山が雨のために、降雨のために地すべりが起つた、そして炭鉱の社宅がつぶれたことは、しばしばこれは長崎にもありましたし、福岡でも大きな災害が起つてゐる。これはなるほど天災でしよう、天災であることは私もわか

るのです。地すべり等が天災であることとはわかる。しかし、そこに建てられた鉱員の住宅あるいはその他の設備といふものは、やはり「附属建設物又は設備」といふものに入るのかどうか、あるいはまた「事業の建設物、寄宿

舎」といふ明確な規定がある場合とは違ふようではございしますが、これは設備なり施設あるいは附属建設物、こういうことにならないのかどうか、私どもはそう理解しているのですが、この解釈が誤まりであつたならば、当局の方の御見解で是正をしておきたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(百田正弘君) 五十四条の方は「命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舍その他の附属建設物」といふふうになつておる。しかもこの規定がある趣旨をいたしましては、有害な危険な作業なり、あるいはまた、衛生上有害な事業の建設物等は、その建物の設備その他が非常に安全衛生に重大な関係を持ちますので、これを特に届け出でさせるということにいたしておるのであります。社宅等については、直接これには入つてないと、こういうふう

○山本経勝 それでは最後にお願ひをしておきたいのですが、なお、資料等詳細にお出し願つて、次の機会に再度御質問を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) 今の資料と申しますのは、北海道の釧路のマンガン鉱の休憩所、それから先ほどお話し

○山本経勝 北海道の十勝の場合の状況は、前につまり届けが出て、それでそれに対する対策等が指示されておるといふのですが、そうしたその内容、それから日時、内容、そしてそれに對する監督の状況、これはもう届けが出しつぱなしたたら意味がない

と思ひます。それでなしに、届けが出れば一度は現場へ行つて見られたと思ふ。そのときに勧告された内容の予防措置が講じられておつたかどうか。もし講じられておらなければ、さらに講ずるようによ要求されるのだからと私は思ふ。そういう点、あわせて資料として御提出願ひたい。

○委員(千葉信君) 山本委員とよく打ち合せの上、お願いいたします。

○田村文吉君 時間もありませんから、簡単に一つ伺ひたいのであります。四月の十二日に次官通牒が出ておりますが、これはたぶん基準局の方で御起案になつてゐるんじゃないかと思ふのであります。さうして承知してよろしうございしますか。

○政府委員(百田正弘君) さうでございます。

○田村文吉君 そこで伺ひたいのは、これは通産省とお打ち合せは済んでおりますか。もう一つ、公正取引委員会の方のお打ち合せが済んでこの通牒は出ておりますかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) 通産省並びに公正取引委員会とは、この通牒を出すことにつきましては打ち合せはいたしてあります。ただ中小企業庁等のいろいろな御協力を得なければいけませんので、十分一つ趣旨を説明しておきたい、かように考えております。

○田村文吉君 そうすると、こちらで、基準局で御起案をなさいますと、そして通産省の方には協力を求めた、それから公正取引委員会の方に、たとえば今の最低賃金の協定ですね、こういうことになりまして、公正取引委員会に関係があるかと思ひま

すが、全然これは関係がないとお考えになっておられますか。

○政府委員(百田正弘君) われわれ通牒を出しますにつきましては、このことは業者において、自主的に労働者の労働条件の向上のためにそうした協定をするということ、直接の関係はないと存じまして、打ち合はせはいたしておらないのでございます。

○田村文吉君 その点はなお御検討願って、はっきりしておきたいと思っております。というのは、ふる賃金を値上げするとかということがあっても、一々これはやかましい地方庁の取締りを受けておるわけでありまして、各業者が業者間で最低賃金をきめるというときに、これは実は最低賃金をきめるんじやなくて、基準賃金をきめるようなことになる。そういうようなことが公取の関係上、お差しつかえがない、こういうふうな結果としてなるのでございませうか、御検討願っておかなければならぬと思ひます。

それから、なお、私は労働大臣と通産大臣の御出席のときに、この問題をもう少し突っ込んで御質問申し上げたいと思ふのであります。大体の私のお尋ねしたいという要領から申しますと、つまり社会党の方で最低賃金法をお出しになった。それに対する一種の弁解的な意味でこれをお出しになつておるようになつて考へるのであります。労働問題の懇談会に一応はおかけになつておる、こういうことであります。労働問題懇談会の組織はどういうふうになつておられますか。

○政府委員(百田正弘君) 労働問題懇談会は、昨年のたしか四月に発足したというふうに承知いたしておるのでございませうが、組織は、懇談会の会長が一橋の中山伊知郎先生でありまして、公労使、三者の構成になつております。

○田村文吉君 何名ですか。

○政府委員(百田正弘君) 約三十名でございませう。

○田村文吉君 そこで私は、その社会党の提案になつておる八千円、六千円というふうな最低賃金をきめるというふうなことは、いわゆる世界の趨勢として、ある程度まで、ある時期にきめていかなければならぬというところが超つてくるとは考へておるのであります。けれども、今、日本で一番問題になつておるのは、完全雇用の問題、いかにして失業者をなくするかという問題になつておるので、今のうちに、中小企業者がそういうたがをはめられますと、中小企業というものは成り立たないような場合が超つてくる。こういうことができるといふと、同じ業種である大工業の人たちに非常に利益である。中小企業が低賃金で仕事をやってくれるために大工業というものがずいぶん圧迫を受けておる。でありますから、もしこういうもので最低賃金が、自由的、自主的にでも、地方的にきめて参りますと、中小企業というものは、もうあまり安い賃金はやらないことになるから、自分たちの競争能力は、力の弱いものになつてくる、こういうふうな感じられまして、大工業の援助になる。そういう点をそこまで考へになつておるかどうかが、私はわかりませうけれども、そういうことを考へにならぬといふと、結局その付近の中小企業というものは、賃金を、ある官憲も懇願し、ある

有力者の懇願によつてでき上りますといふと、結局その中小企業というものは、大工業のために圧迫されてしまふ。こういうような例は、まあ最近の例でありますけれども、名古屋に大日本製糖がある。あの付近には非常に小さな中小企業がある。もしその賃金を、大日本製糖あたりに参りますといふと、相当に高い賃金を出してもやれる。ところが、あの付近の小さな工業になるといふと、そういう賃金を払つたのでは、事実成り立つていかなない、輸出もできない。こういうことになりまして、今では相当安い賃金でやつておる、こういうことになつておる。そういうものが官憲の懇願等によりまして賃金が上つて参りますといふと、中小企業を破産して、大工業を援助する、こういうことに結果においてなる、こういうふうには考へますので、しからば大工業のない所の中小企業はいじやないかといふことになりまして、たとえは織物等になりまして、やはりこれは各地に織物の工業がございまして、皆お互いに競争しておる。それで甲地がもし最低賃金をきめられたといふことになる。乙地の方は非常に有利な状況になる。こういうようなことで、なかなかこういう問題は、その自主性に沿つた政策をとるといふことは困難である。でありますから、私には、これは一つの大きな理想として掲げて、今後日本はそういう事態にいくんだといふことはけつこうなんです。が、今のような完全雇用を目ざしていく日本の現状からいふといふと、ある程度の時間と、それから段階が要

と思ふ。そこで多分こういうようなものを、次官通牒をお出しになつたのだらうと思ふのであります。もしこれが各地において、皆懇談によつて最低賃金を業種別に、地域的にきめるということになりますといふと、そういう、大工業を一方において補助する、大資本を援助するという結果になるのではないか、こういうことを意味で、この問題については労働大臣、通産大臣の特に一つ御意見を承つてみたいと、こう思つておりましたので、すけれども、次官通牒をお出しになりましたあなたの方としては、そういう点についてはどういふふうにお考えになつてこれを御出しになつておられますか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) いろいろと先生の御意見、承つたのでございませうが、最低賃金制の問題についてはいろいろ御議論も多いこととございまして、また、先生のような見方もあらうかと思ひます。また、一面におきまして、中小企業におきまして非常な過当競争が行われまして、その競争というものが、賃金の切り下げ、あるいは労働条件の切り下げといふような形で参ります。労働条件を低下させていくといふような形の弊害も一面においてはあります。これは、一面においては、あるのではないかと、いふような点も考へられます。そういう意味におきまして、そういう労働者の最低生活を保障いたしまして、公正なる労働条件のもとな、しかも生産性を向上させて、企業が十分に生きていけるように、これは一面においてそればかりの対策ではいけないと思ひますが、一般の中小企

業振興対策等ともならみ合せましてやつていくといふふうな考へ方の基礎の上に立つておられます。

○田村文吉君 見方が違ふのでありますから、これは私議論になります。ので、しつては申しませんけれども、ね、今日の日本の……さつきから繰り返して申しますように、何とかして失業しておる人のないにしようといふことが、今日においてはこれは重大な問題なのです。今のような法律が先にでき、先にそういうものができると、せつかく事業が起つて完全雇用にいくといふものを、途中でチェックする。すから、非常に矛盾した……、自民党内閣のいわゆる完全雇用という問題と、最低賃金の協定という問題はちよつと矛盾してくると思ふのです。しかし、最終の理想においては、ひ一つそういう問題は、あまり安い賃金で働くようなことがないよう措置するといふことの理想はけつこうなんです。しかし、現在の、現実にそういうことをやつていかれたのでは、完全雇用と矛盾する、こういうふうには考へるのであります。それがどうですか。

○政府委員(百田正弘君) 完全雇用と矛盾するといふお話でございませうが、この点もいろいろ実は見方もございませう。たとえば、完全雇用といふのが、どういう一体形のものであるか、ただ、人が何らかの形で雇われてさおればいいのか、安い賃金でも雇われてさえおればいいのかといふようなことは、むしろそういうことではないと思ふのであります。単に雇用量が……、賃金が安くても雇用量をふやすという

あります。

もう一つ伺っておきますが、この文句の中に、第二項ですか、「業界の協定締結に関する相談に応じ、これに対し積極的な援助を行うことを主眼とす

案を出しているのであります。今、田村委員は理想ということを言われましたが、現実の問題として、われわれはこの最低賃金が今日の経済状態下において実施できるという確信を持ってや

第二には、現在のわが国の中小企業の実態を見ると、賃金形體、その他に合理的でないものがある、いろいろな近代的でないものが多いからと

らげたを預けておいて最低賃金委員を聞こうということについては私は得できませんよ、これは。実際問題として、政府は最低賃金問題をどういうふうにお考えになつておるか。私はそ

れで打ち切ります。

○山本經勝君　次官通牒は、今私と初めて承わつて、こんなことが出るといふことを知らなくて、びつ

際なる文書を近日中に委員全体にお配り願いたい。

それから、これはきわめて基本的な重大な問題ですから、十分時間をとって、掘り下げた次官通牒に対する検討を、別個にいたしたいと思ひます。こういうことを一つ御確認願つておきます。

○委員長（千葉信吾） 労働情勢に関する本日の調査は、この程度にいたしましたと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉信吾） 御異議ないと認めます。

暫時休憩をいたします。

午後一時五十分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長（千葉信吾） 休憩前に続いて会議を開きます。

委員の異動を報告いたします。四月十八日付をもって小滝彬君が辞任し、その補欠として吉江勝保君が選任せられました。

○委員長（千葉信吾） 引揚者給付金等支給法案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○國務大臣（神田博君） ただいま議題となりました引揚者給付金等支給法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

過般の大戦の終結により、きわめて多数の同胞がその生活の本拠とする外地からはほとんど無一物になって引き揚げ、地縁、人縁の乏しい内地で生活の再建をはからねばならなかったものでありまして、内地の被災者等に比較いた

しまして、その再起更生にさらに大きな障害があったことは、ここにあらためて申し上げるまでもないところであります。

政府は、これら引揚者に対しましては、その実情にかんがみ、応急的な援護を行うとともに、住宅の供与、更生資金の貸付等の援護更生施策を実施いたして参つたのでありますが、多年の懸案であつた在外財産問題につきましては、昨年六月、内閣総理大臣から在外財産問題審議会に対し、在外財産問題処理のための引揚者に関する措置方針について諮問がなされたのであります。同審議会においては、きわめて慎重、かつ、熱心にその本質及び実態の究明を行い、昨年十二月に至り、内閣総理大臣に対し、右の諮問に対する答申が提出されたのであります。政府といたしましては、右の答申の趣旨にのっとり、引揚者に対する施策を実施するという基本方針を定め、その実施方法等につきましてはできるかぎり、引揚者の要望に即することを旨として種々考慮いたして参つたのであります。が、ようやく先般、諸般の調整を終り、ここに引揚者給付金等支給法案として提案する運びに至つた次第であります。

以下この法案の概要について御説明いたしますと存じます。

まず第一に、終戦時、外地に六カ月以上生活の本拠を有していた者等所定の要件を満たしている者を本法にいう引揚者とし、これら引揚者に対しましては、終戦時の年齢の区分により、五十歳以上の者に二万八千円、三十歳以上五十歳未満の者に二万円、十八歳以上三十歳未満の者に一万五千円、十八

歳未満の者に七千円の引揚者給付金を支給することとしたことと存じます。

なお、外地に長く残留することゝ余儀なくされ、講和条約発効後引き揚げた者は、その実情にかんがみ、外地に生活の本拠がなかった場合においても、引揚者給付金の支給対象とし、さらにそのうち、いわゆる戦争受刑者につきましては、年齢にかかわらずすべて二万八千円を支給することとしたしました。

第二に、ソ連の参戦または終戦に伴つて引き揚げねばならなくなった者あるいは外地に残留することゝ余儀なくされた者が外地において死亡した場合及び引揚後二十五歳以上で死亡した場合は、それぞれその遺族に対し、遺族給付金を支給することとし、その額は、外地で死亡した者の遺族につきましては、死亡した者の終戦時の年齢の区分により、十八歳以上であつた場合は、二万八千円、十八歳未満であつた場合は、一万五千円とし、引揚後死亡した者の遺族につきましては、引揚者給付金の額に見合う額としたことと存じます。

第三に、一定金額以上の所得のある者等現に生活基礎の再建をなし得た者には給付金を支給しない趣旨のもとに、その所得税額が八万八千二百円をこえる者及びその配偶者には、引揚者給付金及び遺族給付金を支給しないこととしたのであります。

第四に、引揚者給付金及び遺族給付金は、記名国債で交付することとし、その利率は年六分、償還期限は十年以内、発行期日は昭和三十三年六月一日にいたしたことであります。

その他、不服申し立、国債元利金の免税、実施機関等所要の事項を規定いたしておりますが、この法律により引揚者給付金及び遺族給付金の支給件数は約三百四十万、国債発行総額は五百億円に達するものと見込んでおります。

なお、以上申し述べましたこの法案による措置にあわせて、政府は、引揚者に対する生業資金の貸付、住宅の貸与の援護施策につきましても、その拡充に努力いたす所存であります。

以上がこの法案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

なお、終りに、この法案に対しましては、衆議院におきまして、終戦後引き続き外地にある間に、いわゆる戦争受刑者として拘禁された者で講和条約発効前に引き揚げ、かつ、引き続き昭和二十七年四月二十九日以後にわたつて拘禁されていた者は、講和条約発効後外地において拘禁されていた者と同様に取り扱い趣旨の修正があらうとしたことを申し添えておきます。

○委員長（千葉信吾） 次に衆議院修正点について、衆議院議員野沢清人君から御説明を願います。

○衆議院議員（野沢清人君） ただいまお手元に配付いたしました自由民主党及び日本社会党共同提出にかかる修正案の趣旨について御説明申し上げます。

本法案によれば、日本国との平和条約第十一条に定める裁判によりいわゆる戦争受刑者として外地で拘禁された者で、昭和二十七年四月二十九日の講和条約発効後に本邦に引き揚げてきた者は第二条第一項第四号において本法の

対象となつておるのでありますが、同様の事情にあつた人々で講和条約発効前に引き揚げ、そのまま戦争受刑者として、集積刑務所に引き続き拘禁された者は、その長く拘禁状態にあつた実情においては、講和条約発効後に引き揚げてきた者と少しも異なるところがないのであります。よつて今回これらの人々とも第二条第一項第四号の引揚者に含めることとして本法の対象として処遇いたそうとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

○委員長（千葉信吾） 本案に対する質疑は、次回以降に譲りたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉信吾） 御異議ないと認めます。

○委員長（千葉信吾） 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。ちよつと速記をとめて。

○委員長（千葉信吾） 速記を始めて。

○山下信雄君 今回の改正は時宜を得た妥当な改正であると思うのですが、内容について事務局から説明を伺つておりませんから、この改正の内容につきまして御説明を受けたいと思う。

精神薄弱児通園施設については、従来の収容施設に異なつて、それぞれの保護者からこの施設に通わせようという趣旨の施設のようにあります。その保護指導するというこの施設の事業の内容は、従来の収容施設と大體同じなのであります。この施設の事業内容

対象となつておるのでありますが、同様の事情にあつた人々で講和条約発効前に引き揚げ、そのまま戦争受刑者として、集積刑務所に引き続き拘禁された者は、その長く拘禁状態にあつた実情においては、講和条約発効後に引き揚げてきた者と少しも異なるところがないのであります。よつて今回これらの人々とも第二条第一項第四号の引揚者に含めることとして本法の対象として処遇いたそうとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

○委員長（千葉信吾） 本案に対する質疑は、次回以降に譲りたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉信吾） 御異議ないと認めます。

○委員長（千葉信吾） 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。ちよつと速記をとめて。

○委員長（千葉信吾） 速記を始めて。

○山下信雄君 今回の改正は時宜を得た妥当な改正であると思うのですが、内容について事務局から説明を伺つておりませんから、この改正の内容につきまして御説明を受けたいと思う。

精神薄弱児通園施設については、従来の収容施設に異なつて、それぞれの保護者からこの施設に通わせようという趣旨の施設のようにあります。その保護指導するというこの施設の事業の内容は、従来の収容施設と大體同じなのであります。この施設の事業内容

容は若干異なるのでありましょうか。
という施設の事業の内容について伺いたいです。

それから何としても精神薄弱児でありますから、保護者から通うと言いましても、通園いたしまする往復等についても相当なる保護が要るだろうと思ふ。そういうことの配慮等はどうか思ふうになつてゐるかという点ですね。

それからいま一つは、これはそれぞれのこの児童の保護者からのみ通園をさせるのか、あるいはその他の施設からも、個人的な保護者でなくして、他の施設からも通園させるということにするのか。この施設の事業の内容等に入つて、そういう点を御説明を願いたい。

○政府委員(高田清運君) 答え申し上げます。

第一点の事業の内容でございますが、従来ありました精神薄弱児の収容施設と目的が同じでございますので、従つて、事業の内容もまあ大体同じでございます。すなわち、生活指導を主として、学習指導等も行ひ、また、将来におきましては職業指導等も行ひ、そういうようなことにいたしてありますけれども、ただ日々通わせるわけでございますから、どちらかといへば、収容施設に入つております者に比べますと、總体的にいってまあ軽い者と申しますか、そういうことになることが一つと、それから昼間だけのものがございますので、そういうような特色に伴う実際上の差異というものは、これはあり得ると思ひますけれども、目的でありまつか、抽象的な内容でありまつか、そういうこと

とは大体同じに考えております。

それから第二点の往復の点で、非常にこまかい御親切な御心配をいただきましたが、その点が実はこの問題を始めますに於いての一番の問題点でございます。特にならぬ施設にバスを付属せしめまして、この通園施設は必ずバスをつけることにいたしました。そのバスで、朝、一定の箇所に集まつております者を乗つて、施設に連れて行き、帰りはまた同じようなしきで帰宅をさせる、そういうような考え方をとつておりますから、もちろん相当広い地域から通うにつけても、こんなバスだけで十分でないことは、これはよく私も思つております。いろいろの危慮でありますとか、そういった点については十二分に氣をつけて参らなければならぬと考えておる次第でございます。

それから第三点の御質問の点につきましては、これはやはり施設に収容されておる者から通わせるというのではなしに、保護者の手元から通わせる、そういうような考え方をとつております。

○山下義信君 各個人の家庭で、精神薄弱児を持つてゐる家は、非常にまあ困つておられて、氣の毒であります。その対策としてこういう通園の精神施設を持つたということは、非常に進歩的な施策であります。非常にけっこうだと思ふのですが、文部省との関係はどういうふうでありますか。非常に知能の低い子供ははつきりわかりませんから、あまりそういう水きわが不明瞭になるといふことはありますが、大

文部省で特殊学級にでも入れようといふような、いわゆる——何と言いますかね、そういう、知能指數の五〇前後と言ひますか、そういうようなものをどちらに入れるか、いわゆる学校教育法の特殊学級に入れる児童か、もしくはこの施設に通園させていい児童かというふうな區別は、文部省との、そういう関係はどこで定めることになりまつか。

○政府委員(高田清運君) 大まかに申し上げまして、文部省との関係につきましても、大体の目安として、IQ五〇以上の者はこれは学校教育でやる、それ以下の者につきましては、従来は厚生省の精神薄弱児対策の対象として考へる。従来そういうような考え方を実は取つて参つておつたのでござい

ます。それで従来は収容施設でござい

ますので、まあ両者の関係というものが、

○山下義信君 父兄が文部省の特殊学

級の方へ入れるということをお好むか、——かりにですね、五〇前後の知能の、どちらに入れていいかわからぬような、境目をかりに例をとるとして、学校の特殊学級の方へ入れたがいと思ふか、こういう新しい、この非常に保護福祉について十分な努力がし

てもらえると思ふやうな、こういう施設の方を父兄が好むかということは、これはなかなかいろいろ父兄が考へるだらうと思ふのですが、どちらにしても、何ですと、今局長の言われたように、これは学校の方には入れない子供だということをお学校で、まあ先に鑑定して、そしてそれをきめてもらつて入れるのでしうかね。それとも児童相談所あたりで鑑別をして、そして鑑別をすれば、学校の方へ行く、あるいは行かなくてもこちらへ通園をするというやうな手続にするのでしうかね。

その辺は文部省の方の決定を待つて、この通園者の、通園児童の……、どちらにしても児童相談所で認定しな

らにしようか。それから、その辺の関係をどういふふうにしていいかといふ御方針でしうかね。非常にこまかいことを聞くやうですけれども、やはり一応手続としては、父兄にとつてみれば学校の方へ先に行つてから、いやこの子供は学校ではいけないから、学校でなくと言われるのを待つて相談所へ行くのか、もうそういうことをしなくても、児童相談所へ行つて、児童相談所の方と相談をして、児童相談所が文部省、学校側と相談をして手続をとつてくれるのか、父兄にとつてはなるべくそういう手続等もめんどやうでない方がよろしいですね。一方からい

へ行けば児童相談所から教育委員会に伺うというか、学校側へ連絡をとつてそういうサービスをしてもらう方が実情はいいわけですね。その精神薄弱の子供をあつちへ連れていく、こつちへ連れていくということは、父兄としても繁雜で氣の毒でもありますし、そういうことはどういふ関係でやろうとするのでしうかね。

○政府委員(高田清運君) 形式的に申し上げますと、学校教育の免除を受けた者について措置をするということでございますが、免除するまでの実質的な過程についての御質問、御心配かと思ふのでございします。免除は保護者の申請に基いてするということになつておるわけでございますが、従つて、保護者が申請をするまでに学校の方から指導的に父兄の方に申し上げて、そういう経過になる場合もこれはあると思ひます。それから自分の子供の性情等にかんがみまして、児童相談所等に相談に行つてそれから学校の方に申請を出す、そういうやうなことになる場合もあるかと思ふのでございします。

児童相談所というものが御承知のやうに、非常に全国的に見れば地域的に数

一五

り、あるいは親に要らざる負担をかけるというようないふことがないように、この実施につきましても、これは注意をしておき、参らなければならぬと考えております。

○山下義信君　そうして下さい。文部省とよく御協議下すって、そして父兄のために便利のいいように御検討をお願いしたいと思います。

こまかいことをお尋ねすることになると、際限がありませんが、いま一つは、これは予算を見ますと、六カ所か七カ所一応お作りになるのです。実は精神薄弱児の問題は非常に大きな問題で、周知のごとく、数十万という精神薄弱児があるわけですから、これを少しでもこの施設が強化されるということは非常にわれわれとしてもけっこうに思ふのです。この少い施設に、定員もあることでありまして、もし多数の通園の希望が出ましたら、どういふふうにして採否を決定しますか、一つの施設に百名とか八十名とかというところへ二百も三百もうちの子供も通わせてくれ、うちの子供も世話になりたいというところが殺到すると、これは入学試験みたいに、精神薄弱児に入学試験するわけにはいきませんから、どの子供を入れたどの子供をということもよほど考えなければならぬ。知能の低い者から入れるということもこれもおかしい基準……、できるだけの希望としては、その精神薄弱児をかかえておるために困っておるような家庭というようなく、何としてもこの福祉施設でありますから、いろいろその通園児を決定されるにつきましても、あらゆる観点から考慮されましても、いかに必要じゃないかと思ひますが、そういう点のお

考えはどうなっておりますか。

○政府委員(高田清運君)　今お話の点、これは精神薄弱児対策全般に通ずる問題かと思ふのでございますが、何しろ一カ所きわめてわずかな人数でございますので、今お話のような点が相当起つてくると思ふのでございます。この選択につきましても、これはまあ精神薄弱児の特殊性にかんがみまして、大へん苦勞なりまあむずかしい問題だと思ふのでございますが、大体考へ方としては、今お話のありましたような、家庭における養護の状況等を相当しんしゃくをいたしまして措置をする、しないということを決定すべきだと思ふのでございますが、同時に、こういう通園の施設でございますので、おのずから先ほど御心配のありました通園の関係でありますとか、あるいはこの訓練の可能性と申しますか、適否と申しますか、そういう点を考えて措置の適否をきめるということにいたしたいと思ひます。これらの点は、措置の基準をできるだけこまかに作りまして、地方にできるだけ摩擦なり迷つたりするということが少くとも少くなくなるように努めて参りたいと思ひます。

○山下義信君　最後にお尋ねしますのは、国立の精神薄弱児施設ですね、この国立精神薄弱児施設施設法は、行政機関の設置法というので内閣委員会の方へ付議せられて、実際はこちらの委員会が関係の深い事業なんです、非常な形式的に、あれも一つの国の行政機関というので、他の委員会が審議せられて、その内容等何う機会がこの委員会では実はなかった。大体においてけつこうでありますから何も異議は

ありません。ないことでありますが、それがこの児童福祉法へ持ち込まれて改正案となつてこへ出てきておるのを伺いますと、国立の精神薄弱児は年令をずつと、相当、一本立ち、一本立ちというところか、いふけれども、相当まあ何で、やつていけるようになつておる。これは他は、このままでは置くことができる、こういうことになつておる。これは他は、精神薄弱児施設も同様な措置をされますか。国立の精神薄弱児施設に関する限り法律の上で、そういうふうな、いわゆる在所年限というものが俗にいう無期限に、そういう生活の自立といふものと、とにかくある程度まで、出しても差しつかえないというまで無期限に置かれることになつておる。他の施設はよくよくの場合、知事が特別に認可をしまして若干の年令に延長が許されておる。たしか二十才までという延長が許されておる。この国立の分が今言ふような、ずつと長く置けるようになっておる。これは他の施設との関係は、離れて、こういうふうな特別の考え方をされたのは、何か理由があるのかどうか、他の施設との関係はどうするか、年令の延長の点ですね。

それからもう一ついふに、これですまいですが、国立の精神薄弱児施設を作ると、これは実にけつこうなこと、多年の斯界の要望を実現するものでありまして、双手をあげて賛意にたえませんが、国立でやる以上には国立らしいやり方がなくちゃなりませんね、どういふところに特に力を入れてどういふ点をとりつぱに一つやるという、独自の目的が当局にはこの事業内容等についてあるのか、この点を設置法のとときに

伺うことができませんでしたから、一応ここで、この委員会でも伺つておく方がいいと思ひます。

○政府委員(高田清運君)　従来、国立の精神薄弱児施設を設けるということについての方の考え方の一つの根本は、いわゆる精神薄弱児の分類収容と申しますか、そういう考え方に出発いたしておるのでございまして、御承知のように、精神薄弱児は非常にたくさんございまして、そのうちの九〇％ぐらいはIQ五〇以上のいわばどちらかと申しますと軽い方、それ以下の者を厚生省の方で担当しているわけであります。このうちにも御承知のように、比較的軽い者と非常に重い者、あるいはまた、精神薄弱児で同時にほかの障害も持っている者というふうなものがございまして、これらを一緒に従来の形のまま、その実効を上げる上からいいますと、非常に難点がございまして、そういう関係からいたしまして、精神薄弱児のうちの程度の重い者、それから白痴の者、あるいは盲でありまして、か、あるいはろうあでありまして、か、そういったものと精神と一緒についていふ二重の不幸をみずからしよつておる者、これらもやはり一般の精神薄弱児と一緒に収容して処置をするというのには不適當な面がございまして、これをやはり重症の、白痴でありまして、あるいは盲でありまして、あるいはろうあでありまして、特別の収容をしなければならぬというふうな考え方が非常に年來あつたわけでございまして、しかもこれらの者につきましまして、その数からいまして、一面において、また、管理運営という点か

らいいいしても、府県なりあるいはそれ以下、個人等にまかせるということになしに、やはり国で本腰を入れてやらなければならぬといふこと、これらについて、一つ国立でやつてもいいといふことが、御承知の通りの従来の関係者の非常に熱望するところであつたわけでございます。従いまして、今度三十二年度の予算でできることになりました国立の施設につきましても、今申し上げましたような考え方に基づきまして、程度の重い者、ないし二重の障害を持つておる者、そういうものを収容するといふ考え方に達しておらないのでございまして、しかし、これはそういう重度の者、あるいは特別の障害を持つておる者だけを集めてお世話をす初めの経験でございまして、これはよほど氣をつけて参らなければならぬというふうな私どもも考えておるのでございまして、もちろん従来精神薄弱児を取り扱つて参りました経験からいたしまして、生活指導の面においても、学習指導、あるいは治療の面においても、骨の折れることと申しますけれども、特に国立としてそういう特殊な者だけを、重い者だけを扱うということになりまして、その辺のところからいへば、むしろこの点を遺憾なくお世話ができるように準備に、あるいは土地の選定等に万全を期して参るつもりでございます。それと同時に、精神薄弱児の問題については、まだまだ未解決の点が多ございまして、それから施設の管理運営等についても、十分いろいろな技術面において研究しなけ

ればならない面もありますので、国立
たるからには、やはりほかの精神薄弱
児の施設に關しまして、相当指導的な
立場に立ち得るように、技術面なりそ
の他の面において研究もし、工夫も
し、努力もして、それらの資格も十分
備えて参らなければならぬと思つて
おるのでございます。そういうよう
に、特殊の精神薄弱児の世話とそれか
ら全体の精神薄弱児の対策についての
研究、技術、そういった面での指導的
な立場をとり得るようというふうな
ふうな氣をつけて参りたいと思つてお
るのでございます。

それから年令の点につきましては、
まことにこもともな御質問でござい
まして、いわゆる児童福祉法の建前か
らいたしましては、今度の措置はいわ
ば例外中の例外でございまして、今申
し上げましたような特殊の精神薄弱
児、特に重い精神薄弱児を取り扱いま
す關係上、これが訓練でありますとか、
か、あるいはしつけでありますとか、
そういった面について普通の今まで収
容されて参りました精神薄弱児の施設
等におきましてもより長期の期間を
ある程度完成するにいたしまして
も、より長期の期間を必要とするとい
うことは、当然考えなくちゃならない
こととございまして、そういう観点か
らいたしますと、十八才あるいは二十
才ということではきわめて中途半端な
ものに終つてしまつて、かえつて不幸
に帰するといふようなことも考えられ
ますので、特に例外といたしまして、
社会生活に一応順応できるまでという
ふうにいよいよ年令延長をしたわけで
ございます。もちろん一般の精神薄弱児
の収容施設におきましても、特殊な場

合に二十才まで延ばし得るというふう
になつておりまして、原則としては十
八才でございまして、従つて、これ
を、その年令をオーバーいたしますと
いうと、そこから出なくちゃならぬ
い、さてそれから行く先というものは
きわめて少いといふことで、その辺が
一つの問題点になつておることは、私
たちも十分承知をいたしておりますけ
れども、やはりこれは児童福祉法によ
りまして、十八才とかあるいは二十才
とか、そういうふうな区切りをつけて
おりますことは、やはりそれ自体とし
て意味のある、相当な人間の生理的
その他關係に根據を置いた考え方であ
らうと思つておりますので、一応従来の線
を守つて、従来の線で参りたいと考
えておりますけれども、しかし、これ
らの点は国立の施設におきまします経験
なり研究なり、そういった点を十分し
んしゃくをいたしまして考えまして、
将来における一つの研究問題として一
つ研究さしていただきたいと思ひ
ます。

○高野一夫君 簡單でけつこうです
から、局長から説明求めたいのですが、
厚生省から資料が出ておりますが、こ
の資料を見ますと、精神薄弱児の概
数が出ておる。全国で十八才未満のう
ちで精神薄弱児の概数が約九十七万人、そ
こで最後の表を見ますと、全国で現
在施設が公立、私立合せて八十五カ
所、そしてその収容者が總計わずかに
四千六百九十六名、そうすると、現在
あると推定される九十七万に對しまし
て、現在入所している精神薄弱児はわず
かに、今計算してみました、〇・四八
名にすぎない。これはどういふことに
なるわけですか。希望者は多い

んだけれども、施設が足りないといふ
意味なのか、施設を作つても入らな
いといふ意味なのか、この辺は今
後の対策としても根本の問題だと思
うので、この点について伺ひます。

○政府委員(高田清運君) 施設が対象
数に比べまして非常に少いといふこと
は、これはもうお説の通りでございま
す。ただ、今お話になりました数字に
ついて申し上げますが、この九十七万
のうちには、実は精神薄弱の程度の各
段階の者が入つておるわけであらう
です。そのうちの約九〇%といふもの
は、いわばIQ五〇以上、すなわち学
校の特殊學級に通えるような者でござ
います。厚生省で主として対象とい
はしてありますのはそれ以下の、IQ
五〇以下の者でございまして、従つて
パーセンテージにいたしまして、そこ
に書いてありますように非常にパーセ
ンテージとしては少いものでございま
す。しかし、それにいたしましてはや
はり何万といふ数字になることはお説
の通りでございまして、一方また、こ
の精神薄弱児についての的確な調査と
いふのはなかなか困難であるし、ま
た、収容の適否、そういうことになり
ますと、さらに困難でございまして、
私も、いづれにいたしまして、現在の
の収容施設では非常に不足であるとい
うことはお説の通りでございまして、従
来、この精神薄弱児対策が出発いたし
ましてからまだ日が浅いのでございま
して、今後において十分これが拡充に
力を注ぎたいと思ひますし、設備費等
につきましても、三十二年度において
は前年度の二倍見當にふやしておるよ
うな状況でございまして、

○高野一夫君 大体この統計でいけば
八万六千、とにかく八、九万の対象児
童があるといふふうな考えていいん
じゃないか、これは医学関係者の學童
調査の統計でありますから、一応これ
を基準にして考えて、そういたしまし
た場合に、現在五千名足らずしか収容
ができない、これから通園もあるし、
また、新たに施設の増加もありまし
うけれども、この数万の対象者をこと
ごとく入所せしめるというこの対策
にはどのくらい国家の予算がかかる
であらうかといふようなことについ
て、厚生省で一応研究をされたことが
ありますかどうか。

○政府委員(高田清運君) 今お話し
の数とまた別個の数でございまして、二
十七年に要保護児童調査、保護をしな
ければならない児童が一体幾らぐら
いあるかといふことの調査をやつたので
ございまして、これはもちろん調査のや
り方なりについても問題がございま
すけれども、一応それによりまして、精
神薄弱児で収容保護しなければなら
ないといふ数字が出たのが約四万五
千でございまして、この数字自体的確
な数字であるかどうかといふことにつ
いては十分検討の余地がありますけれ
ども、一応そういうふうな数字が出て
いるわけでございまして、そこで、実
はそういった収容をしなければならぬ
児童の数字を的確に把握いたしまし
て、それに応じた何年計画でどうする
といふことの計画を立てるのが、普通
の行政のあり方でありまして、当然そ
うすべきでございまして、今お
話のありましたように、それにいたし
まして、対象児童とそれから現有勢
力との間があまりにも開いておりま
して、実は何年計画を立てるといふとこ

るまでも進んでないといふのが偽わら
ざる現状であります。とにかくかけ足
で進んでおるといふのが現状でござ
います。しかし、だんだんこいうふう
に国立の施設ができ、あるいは通園施
設ができ、あるいは収容施設の増加
はかるといふふうな、組織体系が整つ
て参りますと、今お話しのように、そ
の辺の対象児を把握することが困難は
困難としましても、それに応じた何年
計画といふような計画を立てて進ま
なければならぬと考えておりました。
今後そういうふうな考え方方で準備を
して参りたいと思つております。

○高野一夫君 とにかく八万六千人が
正確か、今局長のおっしゃる四万五千
人と見込みましたのが正確かは別問題
といたしまして、とにかくそれにして
も現在の十倍の数があるわけですね。
そこでこれを何年計画といふことでな
く、この全体の精神薄弱児を収容するた
めの施設として公立、私立に補助する
あるいは国立でやるということになり
に一気呵成に解決するといふならば、
一体何十億要する、何百億要するとい
う金はすぐ出てくるはずだと思ふ。それ
じゃ三年計画でいこう、五年計画でい
こう、あるいは十年、二十年待たざる
を得ない、こいうことにはしまいに
なつてくるわけであつて、とにかく全
体の金を収容し得るためにはどのくら
いの金がかかるのかどうか、こいうこ
とは今までの補助あるいは経費の關係
からしておよそ見當が厚生省として
つけられなければならないと思ふか
ら、これから何年計画を立てるとい
ふことでなくして、すでに過去におい
てそういう調査研究がなされていし

るべきものだと思う。従って、何年計画はともかくとして、四万五千なら四万五千というものを収容するためにどれくらい金がかかるか、そういうことのおよその見当は今までつけられていないですか。

○政府委員(高田浩運君) 大ざっぱな計算でございしますが、設備費としまして国で約十四億円、それから措置費としまして国で約三十六億円、そういうふうな計算になっております。

○高野一夫君 公立、私立等に対する補助はどのくらいになりますか。

○政府委員(高田浩運君) 設備費の方は国が半分持つわけでございします。半分の額が今申し上げました十四億。それから措置費につきましては、これは大部分公けで持つということだろうと思ひますけれども、援護率九〇〇程度、約九〇〇と見まして、そのうちの八割を持つといたしまして約三十六億。

○高野一夫君 そういたしますと、国の支出合計五十億あれば大体全体の日本におけるこういう階層、精薄児の収容ができるということになる。そこでかりに一カ年五億ずつ出せば十年で完成する、十億ずつ出せば五年で完成する。厚生省のいろいろな生活保護の予算そのほか膨大な予算から考えましても、これを相当のある年数に限っての計画実現でやろうと思つてやれないことはないのじゃないかと思つておられる。そういうことが今まで政府の方でもわれわれ案を聞いたことがないのではありませんが、これだけ五十億がかかるというので、これを何年計画で計画してみなければ、大蔵省の方の話がつかないかとか何とか、そういう経過でも何かありますか。ただ厚生省

で、そういうふうな厚生省だけの調査数字にすぎませんか。

○政府委員(高田浩運君) これはいわゆる具体的予算折衝の問題として、そこまで厚生省として正式の協議を経て持ち出したことはございしません。ただ実際上お互い事務的なもの、話し合いとしてはもちろんいたしたことはございします。そういうことでございしますので、御趣旨の点は、今後にございします予算編成等につきまして、十分御趣旨の線に沿ひまして努めて参りたいと思つております。

○高野一夫君 この問題につきましては、後刻大臣が見えたときに、大臣の所見をただすことにいたしまして、これに関する質問を終ります。

○勝俣健君 この児童通園施設でございしますが、精神薄弱通園施設は私立のものはあるのでございしますか。

○政府委員(高田浩運君) 一応従来ありますのは、みんな地方公共団体に作らしたわけでございしますけれども、全後の問題としては、私立の認可というものが形式的には起り得るわけでございします。しかし、私どもの考え方としては、できるだけ地方公共団体にやつてもらつて、補助もそういうような考え方で進みたいと思つております。

○勝俣健君 今まで公立のこういう通園施設はどのくらいあるのでございしますか。

○政府委員(高田浩運君) これは御承知のように、三十一年度の予算から初めて設けられたものでございまして、三十一年度の予算におきまして六カ所、三十二年の予算において七カ所というところでございしますから……。

○勝俣健君 そうすれば、実績がないのであつて、その効果は一体どういふようにお考えになっておられますか。よほど効果がありになる、あるいは金が足りないからやむを得ずそういうような通園の施設に持つていくのか、このところは今後の問題のあり方として考える必要があるのじゃないか、こういうふうに思つたので、ちょっとお伺ひいたします。

○政府委員(高田浩運君) 確かに今お話をありましたように、いわば実績がないわけで、日本においては実績がないわけではございませんから、これを比較検討するといふわけには参らぬと思ひますが、実はこれを始めます以前において、外国におきまして精神薄弱児の取扱ひ等をいろいろ検討、研究をいたしました結果、特に英米等におきまして、こういう通園施設という方式を相当広範に取り入れてやつておられるような実例もございしたので、その辺も考慮の上、こういった制度を新たに創設することにいたしましたのであります。

○藤田藤太郎君 この精神薄弱児の通園施設の一カ所八十坪、三十人収容七カ所分として予算がとつてございしますね、これはどこへ作られるのですか、大体場所の予定……。

○政府委員(高田浩運君) 結局、一定の場所に施設を設けまして通わせるといふことになりまして、相当人口が密集をいたしまして通う対象の者があつた程度であるという、そういう場所になるわけでありまして、そういう関係上、出発しましては大都會から始めるといふことにいたしております。

○高野一夫君 厚生大臣にお伺ひしたいのでありますが、今局長に伺つた結果が出ていますのでありますが、それは現在精神薄弱児の収容施設が公立、私立合せて全国で八十五、収容人員が五千に足らずになつてゐる。ところで、対象として収容すべき者が、厚生省の見込みとしては、大体四万五千にぐらゐある、こういうふうなお話です、なおほかの数字も出ておりますけれども、そこで私が伺つたのは、この四万四千六百といふようなわずかな数字にやなくて、すべての全国の精神薄弱児を収容してあげたい、そのために国がどれだけの負担をしなければならぬであらうかといふ計算をしてみたら、たわけでありまして、もししたら、施設に十四億、別に三十六億、合計五十億の金を国が出せば、全部の、全国の精神薄弱児を収容することができるといふようなふうなお話でありました。これは概算であります。そこでこの五十億の金があるならば、こういうかわいそうな精神薄弱児すべてを収容し得るというならば、これを五カ年計画、あるいは十カ年計画でもって厚生省の予算支出といふことになるならば、非常にこの問題の解決ができるのじゃないか。十カ年計画ならば五億ずつ、五カ年計画ならば十億ずつ出すといふことならばではしないか。そこで、そういうような計画は今まで厚生省として立てたことはない、こういうお話でありますから、そこで私は大臣にお尋ねし、かつまたお願いを申し上げたいのでありますが、この程度の金でありますから、何とか何年計画で全体を収容し得るような施設にもつていく計画を立てていただきたい、こう思つたわけでありまして、そういうお考えはお持ちでないだろうかとか、その

た結果が出ていますのでありますが、それは現在精神薄弱児の収容施設が公立、私立合せて全国で八十五、収容人員が五千に足らずになつてゐる。ところで、対象として収容すべき者が、厚生省の見込みとしては、大体四万五千にぐらゐある、こういうふうなお話です、なおほかの数字も出ておりますけれども、そこで私が伺つたのは、この四万四千六百といふようなわずかな数字にやなくて、すべての全国の精神薄弱児を収容してあげたい、そのために国がどれだけの負担をしなければならぬであらうかといふ計算をしてみたら、たわけでありまして、もししたら、施設に十四億、別に三十六億、合計五十億の金を国が出せば、全部の、全国の精神薄弱児を収容することができるといふようなふうなお話でありました。これは概算であります。そこでこの五十億の金があるならば、こういうかわいそうな精神薄弱児すべてを収容し得るというならば、これを五カ年計画、あるいは十カ年計画でもって厚生省の予算支出といふことになるならば、非常にこの問題の解決ができるのじゃないか。十カ年計画ならば五億ずつ、五カ年計画ならば十億ずつ出すといふことならばではしないか。そこで、そういうような計画は今まで厚生省として立てたことはない、こういうお話でありますから、そこで私は大臣にお尋ねし、かつまたお願いを申し上げたいのでありますが、この程度の金でありますから、何とか何年計画で全体を収容し得るような施設にもつていく計画を立てていただきたい、こう思つたわけでありまして、そういうお考えはお持ちでないだろうかとか、その

辺の御見解を伺いたい。

○国務大臣(神田博君) この精神薄弱児をどう取り扱うか、研究してあつたかと思ひやうもつて収容施設を建てたらどうかといふことでございしますが、これはもう全くと私も同感でございまして、この法案の審議の過程におきましても、いろいろ委員の各位からそういう御要望がございまして、お答え申し上げた次第でございしますが、政府といたしましては、この問題をもつと一つ突き詰めて考えてみたい、今御要望もございしましたように、ある年次計画といふようなものを一つ立てまして、そういう善処して参りたい、こういう所存でございします。

ただ、まあ、これが場合五年計画でいくか、十年計画でいくか、財政上の問題もございしますし、また、厚生行政各般にわたる、いわゆる均衡のとれた一つ施策をとつて参りたい、かように考えておりますので、それらも含めまして十分検討いたして、御要望に沿ひたい、こういうふうな考えでございします。

○吉江勝保君 これは児童局長の分野に属するかどうかわかりませんが、大臣がおいでになつておりますので……。

先般東京都内の中野で起りました、青年ですが、中学生を誘拐しまして、これを起つたにすぎないかといふような事件が起つておりますが、これは精神薄弱児と言えないかも知れませんが、精神薄弱青年といふことで、こういう青年に対しましては、厚生行政の上でどういふようにお取扱ひになつておるのであります。また、対策をお持ちになつておるのであります。お伺

いしたいと思ひます。

○國務大臣(神田博君) 今の吉江委員のおあげになりました事例でございすが、これは私どもと同じく、皆さん一同びつくりなされたことと考えております。あれはまあ私どもの方の見方は、やはり精神病の一種じゃないか、こういうふうなふうに考えておりました、ああいった悪質の精神病につきまして、なお一そう一つ施策を立てまして、早急にああいった社会不安を起さないように隔離あるいは治療するといふような一つ措置を講じたいということに、先般もそういう打ち合せをいたしましたようなわけでございまして、なかなかあれも新聞に出ておりましたように、よほどよく注意しないとわからぬような病気でございまして、あとからいろいろ行動を調べると、思い当る節があったというふうなことも出ておりましたが、相当まあいった危険性のものであるのではないかと、一そう一つ十分調査いたしまして、対策を立てていきたい、かように考えております。

○委員(千葉信君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございせんか。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員(千葉信君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見がおありの方は、討論中に述べを願います。――別に、御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございせんか。

○委員(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員(千葉信君) それでは次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○榊原孝君 先般いろいろ風紀の問題についてのお話を承わったのであります。だんだん政府の御意見を聞いて参りますと、旅館の許可を与え

す場合には、主として構造、設備の面において御考慮になるというふうなことであったのであります。この百メートルの区域内におきまして、「当該学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがある」という御判断はどのういふものさしによつて御判断をなさるのでございましょうか。この前のお答によりましますと、そういうことはちよつとでかかぬのではないかとと思われる。「清純な教育環境が著しく害される」というような結果が出たときにはそれはわかるでございましょうが、許可をいたしますときには、あらかじめその「清純な教育環境が著しく害される」かどうかという点を判定するものさしはどういう点にございましょうか。一応局長さんからもお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 設置の際に、教育環境を著しく害しますかどうかという点の判定はなかなかむずかしいと思ひますが、一応は建物の構造とか、設備の面から判断しなければならぬと思ひますが、さういふ点にございまして、さういふ設備というふうな点になりまして、一々具体的な問題になりますと、むずかしい問題があるかと思ひますが、ございまして、ただ基準といたしまして、一応こちらで政令で定めまして、基準に合致いたしますれば、建物、構造そのものが合致しておりますれば許可しなければならぬと存じますが、それが、これは私どもの方で一応何と申しますか、学校の方から非常によく見えるような場所に、建物の構造上、清純な教育環境が害されるというふうなものでございまして、ということとを

政令の中でも定めたいと思ひておるわけでございますが、そういう点から考へて、害されるおそれがあるというふうなときに許可しないようにいたしたいというわけでございまして。

○榊原孝君 そういたしますと、第三條の二項にありますが、その申請に係る施設の構造設備」というものは政令で定められるのでございしょうか。その政令で定められた中には、当然その風紀を害するような構造設備は基準として定められないはずでございまして、従いまして、さうでございまして、その「施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認める」という点にございまして、これは当然許可をしない。構造設備が風紀を害するようなときでも、厚生大臣あるいは都道府県知事が認めたというときは、この「学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがある」といふことがいえるのであつて、構造設備の面からさういふ風紀を害するものは許可しないのでありますから、当然これは第二項の最後のものではあります百メートル云々というものは要らないものではないかと思ひますが、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(山口正義君) 政令の書き方かと思ひますが、一応その申請にかかる施設が一般的な施設基準に合致しておりますけれども、たとえば浴室とか、客室、ホールなどの内部が学校の校舎または運動場から見通せるような工合になっておりますというふうなときには、具体的にそれが清純な学校教育環境を害するといふふうに解さなければならぬのじゃないかというふうに考へております。

○榊原孝君 普通の浴室でございしても、学校だけじゃなしに、普通の民家から見ても裸体が見えるような構造設備は当然いかにんわけでありまして、それは当然この政令の中にさういふことを定めるべきものであつて、従つて、教育環境の著しく害されるおそれがある構造設備は、当然政令でさういふ設備はしちやいかにんといふことが定められるべきであるのに、この百メートル以内においてさういふことが起つた場合には云々といふ第四條でありますとか、後段の場合第八條の二でありますとか、そこにはさういふ規定が必要であると思ひますが、許可をする場合に「清純な教育環境が著しく害されるおそれがある」かどうかといふことは、これはただいままでの質疑応答でははつきりわからない。さういふわからぬものをここでさういふ規定になりましておかれるといふことが少し私にはわかりかねるのであります。が、くどいようであります。その点を一つもう少しはつきりしていただきたい。

○政府委員(山口正義君) 先ほど浴室と申しましたのは、少し言い過ぎでございまして、これはもう当然一般旅館においても御指摘の通りでございまして、まあ私も一応考えましたのは、施設面になるかと思ひます。その政令の最初の方に入るべきものとも思ひますけれども、先ほど申し上げましたような例とか、あるいは旅館の出入口が学校の校舎または運動場に直面している場合、また、その宿泊者の出入りが児童生徒の目に触れやすい、その場合にそれとどういふふうな措置を講じろというふうなことになるかと思ひので

ものであるかどうかという点について疑問を持つのです。それが一点。それからもう一つは、除外例であります。除外例で「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。」こういうものはなかなか——明らかに認められる場合は、らい病とかなんとかいふ場合は別として、結核にかかっているものなかなかわからない。そのほかの病氣でも、しろうとがただそこへ泊りに来る人を見て、明確にわ

かり得る場合はきわめて少いだろうと思ふ。急病にしても、伝染病にしても。そうすれば、この除外例というのは、きわめて意味の少ない除外例になりはしないか。

次の第二の風紀を乱すおそれのある場合、あるいは違法行為のあるような場合、それは拒む、これはけっこうです。そして施設に余裕がない第三番目の場合、これは当然のこと、もう一つお金を持っているような場合はどうするの、これはふところ工合といふもの、あけてみなければわからないのですけれども、金を持っていないとおそれがあるという場合にはどうするか、その場合でも宿泊を拒まねばならぬといふことになりはせぬか。飲んだくれで酔ひが暴れそうだと、そのような場合には、この除外例に入れた断つても差しつかえないのか。こういうふうに考えますと、あるいは一級、二級、三級の旅館がある。非常な高級の旅館にそうでない風体の者が入つてくると困るから断りたい、しかし、この除外例に該当しない場合は、この五条がある限りは断れないと私は考える。この点について、どういふ趣旨で第五条をお置きになつたか、そしてまた、この一、二、三の除外例という点についてどういふようなお考えをお持ちになつておるか、それ以外、私が申し上げたような一、二の事例の場合にはどういふふうにして拒んでいくのか、どうして拒んではならぬのか、その点についての立案者としての御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 最初の高野先生のおっしゃいましたこととちよつと私聞き漏らしましたので、あとで再び御質問を受けるかと存じますが、第五條の一のその宿泊しようとする者が伝染性の皮膚病云々、これは確かに御指摘のように外見上はつきりわかるものだけでございまして、内部的な、あるいは内科的な伝染性の疾患を持つていふことはちよつと見ただけではなかなかわからないのでございまして、これは外見上はつきりわかる、たとえば先ほど例をおあげになりましたら、疾患というやうな場合はこれと断られると思ひます。

それから金を払わないという者につきましては、法制局ともいろいろ打ち合せをいたしたわけでございまして、金を払わない者はこれは拒み得るわけでございまして、ただ泊ります前に払うか払わないかといふことは判定がなかなかこれはむずかしいわけでございまして、現実の問題としては、事前に断るということとはなかなかむずかしいのではないかと、いふふうにかへるわけでございまして。

それから酔っぱらいなどの点につきましても、この第五条の三に「都道府県が条例で定める事由があるとき」といふやうな点になつております。県におきまして、条例で泥酔者を拒絶する、断ることができるといふやうな規定を設けていただくわけでございまして。

思うのでございますが、医師法ほど厳格な意味ではないように私どもは解釈しているわけでございます。それで、ただ旅館というやうな営業は相当に公共性を持った営業でございまして、こういうふうな特別な場合以外、旅館の宿泊を拒まないやうにしようやうな規定を設けておるわけでございまして。

○高野一夫君 正当に泊りたい者がどうも金もありそうもないなんて疑われてむやみやたらに宿泊を拒まられるといふことはきわめて迷惑で、これは避けなければならぬけれども、これは法制局とも先ほど打ち合せしたというお話があるけれども、金を払わなかつた場合といふのは、これは結果である。持つていそもないと思ひます。最初の予想が、それじゃどうも持つていそもないと思ひますけれども、これは案の断ることはできない。そして案の定、持つていそもないと思つたのがそれが当つて金を払わなかつた。こういうやうな場合はどうなるのですか。そうすると、それは営業者がそれだけの損害を受けるより仕方がない、これは医師の診療行為の場合と私はいろいろ連つた営業の問題が出てくると思ひます。

○政府委員(山口正義君) これは旅館業法でどういふことか、これはなしに、むしろ私は無銭飲食とか、無銭宿泊といふやうな場合と同様に刑法で処置するべきではないかと、そういうやうに考えております。

営業であるから、それで一般宿泊者に対して不当なる不便を与えないやうにという双方の配慮から五条を置かれたと思ひます。それがここにいろいろ拒んでも差しつかえない事例を置いておいて、そして明らかに拒んで、明らかに金は払わぬ、しかし、金をとらなければ営業が成り立たない、それがはつきりわかつておつてそれを拒む、それは別な法律でもつてやるといふならばこれも要らないことになりはしないかと私は思ひます。それだから、拒んではならないといふならば、拒み得る場合にやはりそういうことを置かなければ、私はこれは非常な片手落ちな条文になりはしないか、こういうことです。それからさらに、旅館に高級やら中級やら低級やらある。そうしてわれわれは三等旅館に入る風体、一級旅館に入りたけれどもこれは向うに入れてくれない。あるいはいろいろなしきたりがある、その旅館の風格もいろいろありましよう。それで私を拒みたいけれども、私は第五条があるからと言つたら、その旅館は私を拒みたくても拒めない。そこでさらに、私が一流の国際観光ホテルみたいなところにゆかたがけで、金を持つておりますと言つて行つた場合に、私を断ることはできない、第五条で。

○政府委員(山口正義君) 明らかにこの第五条に規定してございまして、一、あるいは三の宿泊施設に、あるいは条例で規定しておりますものに該当しない限りは断れないと思ひます。二、あるいは高野先生も御指摘のように、金は持つてゐるが持つていないかわからないといふやうな場合は、実際問題としては非常にむずかしいのでございまして、また、その第一にいたしましても「伝染性の疾病、これは外見上はつきりしている者以外はなかなか断れない」といふことでございまして、せつかくこういうこととにしておきながら、ほかでまたそれを規制しようとするのはおかしいではないかという御指摘はごもっともと思ひますが、実際問題としてこの規定は外から見てもどういふ、それで拒むといふことはできないのは仕方ないじゃないかと思ひます。

○高野一夫君 厚生省が、国立公園その他自然公園法案も出ておりますが、こういうやうな日本の自然風致をもとにして外国から盛んに観光客を誘致しなければならぬ、これは日本のある意味における国策、そういうやうなときに、ホテルの営業といふものは外人に対しての営業状況、品位を保つ、あるいは非常に気持よく衛生的に泊らせようやうなこと、こういうやうなことは非常に今後大事に考えなければならぬ。そういうホテルに至る所に私はできないけれども、そういうやうなホテルにかりにゆかたがけで、げたばきで行つて拒めないでしよう。それを断れないといふた場合に、国策として観光客を誘致して、しかもけたばきで、ゆかたがけで行つても、金は持つてゐるがゆかたに断れない、部屋があれば断ることができない、こういうやうな事態が起るとすれば、まあ、ないだらうけれども、法律だから私は極端な例をあげて考えたわけですが、そういうことがあつても断れない、こういうやうなことは、私は実際問題として非常にまずい結果になると思ひます。従つて、そ

ういうような人はほかの向きの旅館にお泊りを願えばいいわけであつて、すべてそれを拒むことはできないと、こゝういふことになるという、私はこゝに問題が出てくる。これはどういふふうに出るにたいいか、そういうふうなときに、この法律には外人専門、日本人専門というふうなホテルの区別というものは、これには置いてない。従つて、ホテルへ入れようと、日本式の旅館に入れようと、こゝういふような区別は定義で設けてあつたけれども、日本人は泊つちやいかぬとか、外人向きのホテルというのではない。従つて、日本人が泊ろうと、外人人が泊ろうと、これは自由勝手である。そういう場合に、私が申し上げたような事例が起つた場合に、旅館の営業者は、どういふふうに出るにたいか。そういうふうな場合、どういふふうに出るにたいか。そういうふうな場合、どういふふうに出るにたいか。

○政府委員(山口正義) 先ほどお答え申し上げましたように、現行法におきましては、そこまでそういう具体的な点、まあ特に先生は極端というふうにおっしゃいましたが、そういう極端な例まで法律においては規制していません。条令でこまかい点を規定してはありますが、泥酔者などは先ほど申し上げた通りでございますが、先ほど御指摘になりましたような、高級ホテルにゆかたがけ、げたばきというふうな、そういうことはないと申し上げられないのでございますが、普通一般に起り得ないことでございますので、そこまでこまかく規制してないわけでございますが、そういうこともしばしば起り得るというふうなことで、

で、そして正しい旅館の運営が云々されるというふうなことが多く起るようなことになりますれば、また検討しなければならぬというふうなことを考えます。

○高野一夫君 条文中でこゝういふふうにはつきりきめてある以上は、それに該当する場合、あるいは該当しない場合があり得るというところを想定して審議しなければ、私はなるまいと思ふ。そこで私が申し上げた例は極端かもしれないけれども、あり得ない事例ではないだらうと想像されるので、そういうような場合が起つたら、この第五条はどうなるかと、こゝういふことでお尋ねするわけですか。金を持つてゐるか持っていないか、怪しまれる場合にしてみれば、そこで、それじゃ一つ逆な点から伺いますが、もしもこの第五条全部を削除してしまつた、第五条がなくなつたというふうな場合には、この旅館営業の立場、あるいは宿泊したいという一般の人の立場から見ると、どういふ支障があるでしょうか、第五条が全部なくなつたとして、こゝういふ条文は置かないとした場合には、何かどういふ欠陥が出てくるか。

○政府委員(山口正義) 最初に申し上げましたように、こまかい点は条令に譲つてございまして、条令は、これはまあいろいろ府県によつて情勢が違ふと思ふのでございまして、先ほどから御指摘のような具体的な問題については、条令で規定しておりますことですから、私の方で至急調べてみたいと思ひますが、第二の御質問のようにな、この第五条がなくなつたという、これが宿泊させる施設であるというこ

とで、いろいろな規定が設けられ、また起るというふうなことも考えられ得るのでございまして、やはり旅行者の便を考えまして、一応普通の場合には拒んではならぬというふうな規定しておかないと、旅行者の不便になるのではないかとこゝういふに考えます。

○高野一夫君 この問題について、私はまだ今までの局長の御説明では、とてい納得ができません。従つて、二十三日の参考人においでを願うその機会に、さらにこの問題について、もし御意見がなかつた場合は、私からお尋ねをして、参考人の方からこの問題について意見を伺つた上で、さらに再質問は、きょうはこれでやめます。

次に、第四条第一項と第二項について伺いたい。それは「旅館業を営む者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならぬ。」その最低の基準は、都道府県の条例で定める、こゝうなつておりますが、都道府県の条例というこゝうなつても、非常に厳重な条例を設ける所もあるだらうし、あるいは非常にゆるやかなきめ方をする所もあるだらうと思ふのでありますが、これは何か厚生省から一定の基準の事例でも出して、それとして果議案あたりで、それにのつた条例を可決する、こゝういふふうなことにでも持つていかれるつもりであるかどうか、これを一つ伺つておきたい。

○政府委員(山口正義) 御指摘のようにな、第四条の第二項の条例が、非常にまちまちになりましては困りますの

で、一応の基準を示して参りたいと存じております。私どもの方でも、現在都道府県が、現行法におきましても条例で定めておりますので、一応の基準についての指導をいたしておるわけでありませう。

○高野一夫君 第七條は、都道府県知事は、当該吏員に、営業の施設に立ち入つて検査をさせることができるやうになつております。そうすると、この「当該吏員」といふのは、保健所の職員が何かになるわけですか。県庁の關係の職員ならば、すべて吏員になりますか。「当該吏員」といふのは、どういふのに該当するの、どの程度に限定してあるのか。

○政府委員(山口正義) 原則と申しますか、一番多い場合は保健所の職員であると思つてございまして、これは環境衛生監視員という職名を規定いたしまして、環境衛生監視員の証票を携帯させてやるわけでございますが、實際の場合には、県庁の職員でも、環境衛生監視員として監視を行うという場合もございますが、大部分の場合は保健所の職員が行うということになつております。

○高野一夫君 これは旅館営業の中に立ち入つて検査をするのでありますから、私は相当軽くない規定だと思ふんですが、環境衛生監視員というものは、どこかに規定がありますか。別な法律に規定があるわけですか。

○政府委員(山口正義) 法律に規定はございませんので、省令の旅館業法の施行規則の第四条にその規定が置いてございませう。

○藤田藤太郎君 公衆衛生の見地から必要な取締りを行うことが第一

に對してある。具体的なことは政令を見せてもらつたり、公聴会後においていろいろ問題は聞きたいと思ひますが、私はこゝで、どうもこの法案に直接關係があるかどうかわかりませんが、この第一条の精神について少し聞いておきたい。具体的な衛生の取締りですね、必要な取締りを行うという、こゝういふ部屋で泊めなければならぬ、こゝういふ規格とか、こゝういふものはどういふ規則によつて取り締つておられるんですか。

○政府委員(山口正義) 御審議願つております改正案につきましては、第三条の第二項の政令で一応基準を定めたいと存じておりますが、現在は、現行法の第二条に基きまして、都道府県知事が条例で定めておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君 この一番うしろの方についている資料ですね、宿屋営業取締規則、明治二十年、大警視三島と書いてあるんですが、これは生きてゐるんですか。

○政府委員(山口正義) ただいま御指摘の規則は、現在廃止になつております。現在は、現行の旅館業法に基いていろいろ公衆衛生上の取締りをいたしております。

○藤田藤太郎君 どうも私はよくわからんんですが、私の聞きたい点は、公衆衛生の立場からいろいろの規則や政令なんかがあると思ふのですが、こゝでは参考資料の中にはないでお尋ねしてゐるのです。そこでたとえば小學生の修学旅行の問題なんですね。局長はあの実態を御存じですか。私はまずそれを聞きたいのだが、大がいにいひたい状態

とで、いろいろな規定が設けられ、また起るというふうなことも考えられ得るのでございまして、やはり旅行者の便を考えまして、一応普通の場合には拒んではならぬというふうな規定しておかないと、旅行者の不便になるのではないかとこゝういふに考えます。

○高野一夫君 この問題について、私はまだ今までの局長の御説明では、とてい納得ができません。従つて、二十三日の参考人においでを願うその機会に、さらにこの問題について、もし御意見がなかつた場合は、私からお尋ねをして、参考人の方からこの問題について意見を伺つた上で、さらに再質問は、きょうはこれでやめます。

次に、第四条第一項と第二項について伺いたい。それは「旅館業を営む者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならぬ。」その最低の基準は、都道府県の条例で定める、こゝうなつておりますが、都道府県の条例というこゝうなつても、非常に厳重な条例を設ける所もあるだらうし、あるいは非常にゆるやかなきめ方をする所もあるだらうと思ふのでありますが、これは何か厚生省から一定の基準の事例でも出して、それとして果議案あたりで、それにのつた条例を可決する、こゝういふふうなことにでも持つていかれるつもりであるかどうか、これを一つ伺つておきたい。

○政府委員(山口正義) 御指摘のようにな、第四条の第二項の条例が、非常にまちまちになりましては困りますの

で、旅館は小学生の修学旅行を扱っている。食品衛生の關係による食品衛生上の問題も問題をよく起すのだが、現在修学旅行の生徒を泊めているあの状態というものを厚生省はどういう工合にお考えになつてゐるか。もう少し続けませんが、たとえば、この宿屋営業取締規則の中の一人一坪半という基準、大体会社の寮やなんかにおいても一人三畳を基準にするという規定があると思うのです。あわせて旅館の人を泊める場合においても、一定の場合、そういうものが一律にあると思うのだが、そういうものがここにないので私はお尋ねしているのですが、小学生の修学旅行というものは、足の踏み場もないどころか、きつちり、長いふとんとか短いふとんでも重ねあつて人間を並べて寝かせているという状態なんです。こういう問題について、厚生省はどういうお考えであつた問題を見ているか、私は一つ聞いておきたい。

○政府委員(山口正義君) 先ほどから申し上げておりますように、現在の旅館業法におきましては、部屋の大きさ、部屋の数というようなことは都道府県条例で定めておられ、その部屋に宿泊させるべき客の定員につきましても条例で規定しているわけですが、ただいま御指摘のような状態で、現実になかなかそれがその条例通りに守られていないという状況が多いのでございまして、これはまことに遺憾なことだと存じております。

○藤田藤太郎君 厚生省は、公衆衛生風紀という問題で、旅館のことで大原則が第一に書いてあるのだが、府県にまかしきりだから、厚生省は、何

やってもかまわんという趣旨でやつたら、私はこういう条文というものは、旅館の営業の問題は出てこないと思うのです。具体的問題で、ただ頭の方だけに並べるといふ概念だけの問題で、実施はどんなにされてもいいという状態であつては私はならないと思うのです。私は今の問題を聞きしているのです。だから府県の条例で定めるといっても、そこから一つの基準というものが私はなくてはならない、ただ遺憾でございまして、このたとえれば明治二十年の大警視三島と書いてある宿屋営業取締法の中に、たとえば一坪半その他の規定が、だいたいこれは古いものですけれども書いてある。そういうものが廃止されたら、それに見返りとして何かの規則が、何かが出ていなければ私は意味ない。それで現状の修学旅行の生徒の状態というものは、ほんとうに私はああいう状態を見て厚生省はあれでいいのだとお考えにならないかと思つてゐるが、あれでいいとお考えになつてゐるのか、その点あたりは大匠からも一つお聞きしておきたい。

○国務大臣(神田博君) 今、藤田委員のお述べになりましたことは、これは全くごもっともな点でございまして、私もかねがね憂慮しているものでございまして、よく最近でも、輸送関係等いろいろの面におきまして定員超過というところが非常に非難をされておられるのでございまして。

大体旅館業の取締りと申しましようか、構造の問題あるいは一間における定員の問題、あるいは食料品の問題等いろいろ府県知事が条例によつて指示しておるわけにございまして、それを当該吏員が監督するという建前になつておるわけにございまして、今お述べになられたような季節的、あるいは修学旅行等の団体的な扱いに対して、よく問題が出ております。しかもいろいろの改めなければならぬ段階にあることを承知いたしておりますので、これらも考えながら、今度の旅館業法を一つ改善したい、こういう意図をもつて御審議願つておるわけでございまして、お述べになりました事項は、これは各地におきましてそういう事例が多いようでございまして、今後十分一つ府県全体の問題でございまして、厚生省におきまして規格を定めまして、明示いたしまして、適当な府県条例というものをできるだけ画一的な方法をとつて参りたい、そして当該吏員の監督、指導というものを十分いたして参りたい、こういう所存であります。御了承を願ひたいと思ひます。

○山下龍信君 関連質問ですが、時期を失しまして……

藤原委員からの御質問に御答弁がありました下宿業の定義ですね、第二条の第六項に、「宿泊させる」とは、寝具を提供して「云々」という定義がありまして、今の寝具を持ち込まない下宿は下宿でないかという御質問があつたのですが、当然それは下宿でないとおっしゃつた。私はこれは少し疑義があると思うのです。この第六項の「寝具を提供して」ということは、全般にかけられてあることですから、ホテル、旅館業、簡易宿泊所、みなかけられてゐることでありまして、当然下宿にまでこれは及ぶのでありましようか。これはそう狭く解釈すべきではないので、いわゆる拡大解釈をすべきであり

まして、寝具を業者が提供しなくても、持つて入つて、自分の寝具で寝ましても、一晩その施設で泊つて、この定義の中には夕食を食べる、朝食を食べるという食事のことはありませんけれども、宿泊ということでありまして、この寝具も業者の寝具でなくて、今藤原委員から具体的、適切な例をあげられましたが、学生あるいはサラリーマンにしまして、自分自身の寝具を持つておつても、一年以上宿泊をして、宿泊料を払つて、あるいは食事のことで、食事代も払つたならば、寝具一つでも、業者から提供を受けなかったというだけで下宿業でないという事になりますと、非常にこれは影響が大いになりかねないかと思ひます。そういう例は非常に多くて、現在下宿業の許可を受けているもののおそらく相当の部分が、寝具は下宿人が持ち込むというのがかなりあつて、それはみな下宿業でないということになりますと、本法から排除せられるという、適用外になるものが非常に多いことになるのじゃないかと思ひますが、この「寝具を提供して」云々の宿泊の定義は、私は相当広く解釈すべきじゃないかと思ひますが、先ほどとはつきりとおっしゃつたので、必ずこれは下宿業に相当影響があると思ひますから、御答弁が、間違つていたと私は言いませんけれども、さらに追加なさいまして、自分が持つて入つた寝具でも、下宿屋の方、あるいはその他これらの規定する業者が、自分のものをお持ちになつてもよろしうございまして、入るべきじゃないかと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(山口正義君) 御指摘の点、先ほど藤原委員からも御注意がございましたので補足いたしますが、一応私も今回の改正案で考えました際には、宿泊と申しまして、社会通念的に申しますとわかるのでございまして、理論上の問題になりますと、睡眠させることが要件か、あるいは寝具を提供することが要件か、あるいは休憩させることだけでも宿泊というかというやうな問題になつて参りますので、非常に不明確になつて参りますので、この際は法制局とも相談いたしまして、宿泊というのには寝具を貸して施設を利用させることであるというやうに規定したわけでございまして、そこで、先ほどから御指摘になりました下宿の問題でございまして、先ほど藤原先生にお答え申し上げましたように、寝具を提供するということだけを下宿の定義とするということになりますと、ただいま山下先生もおっしゃいましたように、従来のいわゆる下宿の大部分がこの許可の対象からはずれるということになるのでございまして、私もこの件は非常に大きな変革になつて参りますので、十分検討しなければならぬというやうに考えておりますが、一方におきまして、やはり下宿とアパートあるいは間貸しというものの区分が不明確になるのではないかとこのやうに考えて参りまして、戦後特に現在のような住宅事情から間貸しが非常にふえて参りまして、また、一間限りのアパートもふえて参りましたので、下宿とアパート、あるいは間貸しの区別が非常に困難になつて参りました。そうして許可対象にいたしますと際限がつかなくなるやうな感じもいたしますので、

一応先もお答え申し上げましたような線、今回の改正の原案としたわけでございしますが、御指摘の点は私どもの方でさらに検討させていただきたいと存じます。

○山下義信君 そういうふうな割り切つてですね、はっきり下宿というものを、今日までの下宿と一応考えられたものをですね、そういうふうな改めたいんだというならば、それで筋が通ります。それでよろしゅうございませう。寝具を提供しないものは、食事を提供しても、宿泊させても下宿ではないと、従つて許可は要らないと、そういう営業も成り立つ、それは無許可でできるというところは、この法律で言いますと、幾ら人を泊めても、幾ら食事を提供しても普通の下宿である、あるいは普通の宿泊のような形であっても寝具さえ提供しなかつたならばですよ、その業者が——あるいはたとえばですよ、こまかいことを言うようでは縮ですが、たとえばお客、そこへ下宿した者が自分のものでなくとも、貸しとん屋から臨時電話でとつてきて、そしてそのふとんで休むならば、その業者が提供しないのでありますから、ですから旅館に近く、あるいは今日までの下宿業であつても、寝具を提供しないという一つによつてこの本法の対象のあらゆる業種からははずれてしまふ。それらは何らの許可も要しないというところになると私は思う。でも、それでも、つまり割り切つて、ちゃんとそれらは本法の対象からははずれてくるということならそれも筋が通ります。それによつてどういふ利害得失があるか、例外があるかということばもっとよく検討の問題であります。

それはそれで筋が通ります。ですから、一応ここでは寝具を提供しないものは今は下宿業とは言わない、下宿とは言わない、だから申請も許可も要らないということになれば結構です。しかし、そういういわゆる割り切つたことをしてゐるために、かえつてこの抜け穴を利用して幾らでも無免許営業のものができるといふ道だけは残るということになる。きょうは関連質問でありますから、その点だけにいたしておきます。

○政府委員(山口正義君) 私どももただいま山下先生御指摘の点、大部分が無免許というところになりまして、そのためにどういふ弊害が起るかということも当然考えていかなければならぬというふうなことを考へてゐるわけでございしますが、一応先ほど御答弁申し上げましたように、宿泊という定義を設けましたために、それからのおのずからこういう先ほど御答弁申し上げましたようなことになりまして、また、アパートと問貸しとの区別が非常に困難になるというところで、一応今後そういうふうな考へていきたいというわけでございしますが、なお十分御指摘の点、検討させていただきますかと思ひます。

○高野一夫君 ちよつと関連して一つだけ、これはきょうでなくてもいいのですが、この次御検討願つてもいいのですが、この旅館であつて、それはこの法律にいう旅館営業である。で営業者である。それが朝、汽車で着いて、そして旅館に入つて、泊らないで夜帰つた、これは下宿の場合の別の場合です。そうすると、朝、停車場に着いて宿に行つて、そして一日おつて夜は晩飯を食つて帰つた、こういう

ことはこの宿泊させるということにすると入らぬわけだから、旅館営業者であり、旅館を営業する場所ではあるけれども、私はそういうことをした場合には、営業の行為の中に入らない、私はそういうことは、朝、着いて夜、帰つた……

○政府委員(山口正義君) ただいまのようなことはよくあり得ることでございますが、寝具を提供——まあ昼間でも寝具を提供して使わせて休ませるといふ場合もございします。(高野一夫君「それをして」と述べ) 提供いたしません場合には、普通の会をいたします場合とか、商談をいたします場合と同様に取り扱われるのじゃないかと思ひます。

○委員(長千葉信君) 本案に対する本日質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員(長千葉信君) 御異議ないと思ひます。速記をとめて。

(速記中止)

○委員(長千葉信君) 速記をつけて。

○委員(長千葉信君) それでは次に、社会保障制度に関する調査を議題といたします。御質疑を願ひます。

○山下義信君 ただいまお許しを得まして御質疑いたしたいと思ひます。実は、最近問題になっております、実は旅館業法にも関係がないとは言えませんが、社会保障制度調査関係としてお許しを得まして御質疑を申し上げたいと思ひます。最近問題になっておりますふろ屋の料金の問題でございします。これは公衆浴場営業者関係の法規が国会にも提案されておりますので、その機会において質疑を

する、その機会において質疑を願ひます。事柄は急迫してゐると思ひますので、この際、お伺いをしたいと思ひます。

公衆浴場のいわゆるふろ屋の料金の問題につきましては、御承知のこと、けんけんこうとうとして議論が非常にやかましいこととございします。相対以前からこれが問題になっておりまして、おそろく厚生省の当局としては相当慎重に御検討になつておられると思ひますが、私は御方針があるいはおきまりになつてゐるのじゃないかと思ひます。また、少くともその御方針はおきめにならなければならぬ時期に近づいておるようになつてゐるのじゃないかと思ひます。問題であります公衆浴場の料金の引き上げについては、厚生省におかれてはどういふ方針を持つておいでになるかということをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) ただいま山下委員から公衆浴場の料金の改訂の問題が起つておるようであるが、どういふような状態になつておるかというお尋ねでございします。昨年の暮れごろからでございしたか、だいたい石炭の需給の関係が逼迫いたして参りました、いわゆる燃料の入手難と申しますか、それから価格高騰……、そういうことを契機としてこの浴場の経営が困難になつてきた、ことに昨年は水道料金の大幅な値上げも見た、ことに賃金の上昇も来たと申しておる。諸般の情勢上、上げてくれぬかという陳情をこの三、四月ごろになつておるのとお熱心に訴えて見えておるのでございします。厚生省といたしましては、これはまあ

厚生省と申しますよりも政府といたしまして、先般来予算案審議等におきましても、今年度の物価の推移というものは大体現況を維持していくのじゃないか、全体といたしてございします。……、そこで値上げというふうなもの、特にやむを得ないものでない限りはやらないというふうな方針で参つておりますことは御承知の通りでございまして、このふろ屋の料金改訂の問題につきましても、厚生省といたしまして非常に慎重な態度をとつております。しかし、いろいろそういう要望もございしますので、実情を一つ調査をしたかどうか、すなわち、原価計算を一つやつてみたかどうかというふうなことでございまして、その作業をするようにいたしております。たまたまこれはけさの新聞にも出ておりますが、昨日も主婦連の方々が大会を開かれまして、ふろ屋の経営はいろいろ事情はあるが、なおかつ現状をもつては相当の利潤が確保されておる。そこで、主婦連が一つの原価計算の基準を作つたというふうなことも耳にいたしました、そういうふうな消費者の方のそういう資料も、非常にこれは貴重なものでございしますので、至急手に入れて、一つ十分調査してみようじゃないかというふうなことをききま公衆衛生局長と話し合つたわけでございまして、ただいまのところ、結論から申し上げますと、上げることも上げないことも、またどうなるかということについては、まだそこまで突き詰めた考えを持っておりません。すなわち、今申し上げましたような経緯をたどつておりますが、その裏づけとなる調査が完了いたしておりますので、これは山下委員

のお尋ねでございますので、まあさつ
くばらんに、あけすけにありのままを
私申し上げたようなわけでございまし
て、調査の内容がどの程度進んでおる
かということになりますれば、一つ公
衆衛生局長から詳細に御説明したい
と思ひますが、以上の通りであります
ので、御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 政府の方でいろいろ御
研究になっておいでになることは当然
さうだろうと思ひます。しかし、あと
で局長からも伺ひますが、しかし、大
体の方針としては諸般の事情万やむを得
なければ、いわゆる非常に大きな弊害の
ない範囲内において適正な料金の引き
上げはやむを得ないのじやないかとい
う大体の御方針は持っておいでになる
のじやないかと思ひますが、その点はい
かがでしょうか。あるいは断固この際
は、この種国民生活に非常に影響のあ
る料金等はいかなる事情があろうと、
いかなる原価が騰貴しておろうと、ど
のように業界から、業者から要望があ
らうと断じて引き上げはしないという
基本的の御方針であるか、どちらであ
るかということ、大体においてお腹
がまえがあるのじやないかと私は思
う。その点はいかがでございますまし
ょうか。

○國務大臣(神田傳君) 今のところ、
調査の途中でございますので、どの程
度の一体実際の裸の数字が出て参りま
すか、やはりその数字の出ようによ
りまして値幅ががまんできるようなも
のであれば、もちろんこれは政府とい
たしましてはがまん願ひたいという、こ
れはあけすけの考えでございますが、し
かし、そのことによつて浴場経営が困
難になる。同時に、そのために減価償

却もできない、施設の改善もできな
い、それが今度逆に回つて公衆衛生上
利用者が非常に不便、非衛生になると
いうようなことになりまると、浴場
本来の目的が損うことになりまると
で、さういふことも十分考慮いたしま
して、さうして結論をつけたい、こうい
う考えでありますが、いずれにいたしま
しても、今のところそれを判断する資
料の十分な調査が完了いたしませんの
で、お答えしかねるのでございます。

いろいろ調査も、実は浴場を夏と冬と
一体一定料金にしておくことがどうで
あらうかというようなことも調べてく
れぬかというようなことも実は申して
おるのでございます。夏冬、これはま
あ非常に原価が違ふわけでございま
す。条件が違ふわけでございます。そ
れを夏冬一緒にしておる。そこで夏は
いい、冬が悪いとか、あるいはこれは
相場の変動にもよることございます
が、夏冬の料金を変えることによつて
な合理的な浴場経営というものがで
きるのではなからうか。やはり従来の
しきたりというそのまゝを尊重して、
夏冬一本にするのだというようなこと
がよいのかというようなことも、一つあ
わせてこれは研究するようにというこ
とを命じておるわけでございます。

今のところ、上げないということ、調
査をするとか、あるいは上げようとい
うことで調査をするとかというこ
ではないのでございます。裸の数字を
一つつかんで、さうしてがまん願ひ
ばもちろんこれはがまんしていただき
ます。しかし、がまんすることに
よつて、今申し上げたように内容の整備と
いうものが怠つて参りまして、非衛生
あるいはまたお湯の温度がぬるくてそ

れが満足できないような状態になるの
だというようなことで、本来の目的
を欠くようなおそれがあるとすれば、
非常に適当なところまで持つていつて
正常な経営にしようということにやは
りしなければならぬのじやないか。こ
れは一般原則を申し上げておるわけで
ございます。さういふようなことも頭
に置きながら、今のところは、上げな
いとも上げるとも、とつとつ、まだ
未定だというふうには御了承願ひたい
と思ひます。

○山下義信君 抽象的な一般論として
は大臣今お答えの通りでありますし
う。しかし、私はさういふ御答弁では
了承いたしかねる。事は小さい浴場の
料金であります。しかし、非常に社
会が注目をしていておる。基本的な御
方針は値上げであらうと、あるいは不
許可であらうと、値上げをさせない
のであらうと、基本的なお考えとい
うものは、御方針というものがなければ
どの程度値上げさせるか、あるいはど
の程度……現状で当分値上げを許さな
いかという大体の御見当は私はお考
えがあるのではないかと申す。もしさ
ういふお考えなくして、ただいまのよう
な御答弁を、私は何もきよう御答弁
いたさうとは無理には思ひません。
無理にさういふことをして御要求は
いたしません。しかし、ただいまの
ような何らの方針がないと、現在では
まだ何にも、上げるものとすると
も考へていないのだと、その方向すらも
考へていないのだとおっしゃいますと
いうと、私は国会の質疑としては了承
いたしかねます。それは、何を御遠慮
なさつてさういふことを御答弁を回避
されるのか存じませんが、どうしても

この浴場の料金について、厚生省とし
ては——政府として、また、大臣とし
ても方針はないんだとおっしゃいます
と、私は当委員会といたしましては
了承いたしかねます。

○國務大臣(神田傳君) 私のお答え申
上げたのは、正味のところをそのま
ま申し上げたのでございます。山下
委員から、もうと突つ込んだ腹を割れ
というふうな意味かもしれませんが、
とにかく物価が相当上つて、二十八年
の二月以来据え置きになつておりま
して、二十八年の二月以来大体物価の
変動を見れば、大体上つておると見な
ければならないと思ひます。それで、浴
場組合からも上げてくれという陳情で
ございます。しかし、全国からみ来て
いるわけでもないでございます。東
京都が中心になつて、それから東北
その他、全部で十二県ほどの声でござ
います。いろいろ原価計算もお出しに
なつて、一定の線まで上げてくれぬか
という要望でございます。これは物価の
統制でございますので、上げてくれ
と言わなくても、ある変動があれば、こ
れは上げたり、あるいはまた下げたり
することがあり得ることは、当然のこ
とでございます。今回上げてくれと
いう要望でございます。約三割ほど
の値上げを望んでおるわけでござ
います。そこで、厚生省といたしま
しても、二十八年二月以来でございま
すから、これはまあ相当変動のあつたの
も事実でございます。調査の時期に
も大体できておるわけでございます。十
分調査いたして一つ善処してみたい、
さういふことを申し上げたのでござ
います。私はよくこの会議にもお話し
ているのでございます。一昨年の夏

は石炭が非常に下つたことは、御承知
の通りでございます。おそらく最低値
段だと思ひます。さういふときには浴
場の値下げをしなかつたことも、御承
知の通りでございます。今度は非常に
炭が上つておることは、これは御承知
の通りでございます。ときによつ
て、非常に下つても上げなかつたこと
もある。また、今日非常に上つてお
つて苦しいということから非常に訴えら
れておる際でございます。ですから、
さういふことも一つ参考にいたしまし
て、十分調査いたしたい。さらに、
さつき申し上げたように、さういふ機
会に物価の変動でやるといふことにな
ると、夏、冬——ことに燃料費が一番
ファクターになつておりますから、こ
の燃料費が夏、冬違ふ。それから風呂
の利用も、夏、冬庶民の使い方が違
うわけでございます。さういふことも
勘案し、夏、冬料金を分けるというこ
とも一つの手法ではないか。とにかく
いすれにしても、精細な調査をしてみ
て、その調査の結果を一つ見た上で、
どうするか、がまん願ひるものである
ならば、これはもちろん経済界の先
の見通し等もつて、がまん願ひ。ある
いはまた、どうしてもこの際先の見通
しを考へて、ある程度上げてやらな
くちや設備の改善もできない、浴場の
条件が悪くなる、そのために利用者が
結局迷惑を受けるわけでございます
から、さういふ際には、さういふう
にがまんをしていただくことが、か
えつて利用者の方が不便でございま
すので、何がしか一つ上げなければなら
ぬのじやないか。いすれにいたしま
しても、素直な気持ちで、業者からも原価
計算が出たのであるから、それにこた

は石炭が非常に下つたことは、御承知
の通りでございます。おそらく最低値
段だと思ひます。さういふときには浴
場の値下げをしなかつたことも、御承
知の通りでございます。今度は非常に
炭が上つておることは、これは御承知
の通りでございます。ときによつ
て、非常に下つても上げなかつたこと
もある。また、今日非常に上つてお
つて苦しいということから非常に訴えら
れておる際でございます。ですから、
さういふことも一つ参考にいたしまし
て、十分調査いたしたい。さらに、
さつき申し上げたように、さういふ機
会に物価の変動でやるといふことにな
ると、夏、冬——ことに燃料費が一番
ファクターになつておりますから、こ
の燃料費が夏、冬違ふ。それから風呂
の利用も、夏、冬庶民の使い方が違
うわけでございます。さういふことも
勘案し、夏、冬料金を分けるというこ
とも一つの手法ではないか。とにかく
いすれにしても、精細な調査をしてみ
て、その調査の結果を一つ見た上で、
どうするか、がまん願ひるものである
ならば、これはもちろん経済界の先
の見通し等もつて、がまん願ひ。ある
いはまた、どうしてもこの際先の見通
しを考へて、ある程度上げてやらな
くちや設備の改善もできない、浴場の
条件が悪くなる、そのために利用者が
結局迷惑を受けるわけでございます
から、さういふ際には、さういふう
にがまんをしていただくことが、か
えつて利用者の方が不便でございま
すので、何がしか一つ上げなければなら
ぬのじやないか。いすれにいたしま
しても、素直な気持ちで、業者からも原価
計算が出たのであるから、それにこた

わらずに一つ内輪として立ててみようじゃないか、こういうようなことで調査を始めておるのでございます。さっき申し上げたように、利用者の方から主編連の方から原価計算が一つ出るというふうなお話でございまして、それも一つ御参考にいたしましょうと、こういうふうな気持ちでございまして、今その資料のまとめ方をいたしておると、こういうことでございまして、上げるのか上げないのかという追いつめられますと、上げるといふことも言いかねますし、上げないといふことも言いかねると、ほんとうの腹を割ったお答えを私申し上げておるわけでありまして、しかし、それはそう長くからかろうと、三月も四月もこれからかろうとも思っております。そんな、そうかからないで、そうした資料がまとまると思っていますので、そういうときにあらためてまた詳細にお答えできる機会があるかと思っております。すので、御了承願いたいと思っております。

○山下義信君 私も率直にお尋ねしまして、意地の悪い質問はいたしまして。私も率直に伺います。これから調査をするのだとおっしゃいますと、それでは厚生省は今日までまだ何も調査したことがないのか、まだできていないのかと伺わなければならぬかと思ひますが、相当調査をなさっておると思ひます。私は業者のためにこの際値上げをすべきだと言つて代弁するものではありませんが、もちろん、かくのごとき公共性のある料金は、値上げには反対であります。すべきではありません。しかしながら、諸般の事情でかりに値上げをすべきであるというならば、私は早くその方針をお示しになって、俗に言う抜き打ち的にこれをなさるといふ

ようなことは、私はおやりにならぬ方がよろしいと思う。大体こういう方針でございとお示しになって、そうしてさらに、こういう席を通じて、大臣ももとより国会に議席をお持ちの方でありますから、こういう場を通じてある程度は示されて、そして世論の動向を徴せられて、さらに最後の具体的な確定的な施策をおとりになるのが、これが私は民主的だろつと思ひます。お尋ねいたしますと、非常に慎重な態度で御答弁をなさる。そして、行政的に時期を見て、一方的に俗に言う官僚的な措置をなさるといふことは、こういう大衆を相手とする料金に対する対策としては、私は妥当でないと思ひます。従来はかくのごとき方法を政府はおとりになったのでありますが、できるだけのむしろ国民と相談するといふような意味でおやりになるのが至当であらうと思ひます。もし厚生省が今日まで調査をしていない、公衆浴場のいわゆるふろの料金に対しては何らの方針がないとおっしゃるのであると、私は了承しがたい。そういう御答弁でこの席をお立ちになるといふことは、私は了承ができません。それならば、あらためて、開き直つてお尋ねをしなければならぬことになる。今日まで厚生省は、公衆浴場の料金の値上げを認可してきておられる。今当面する未定だとおっしゃるのは、東京都の問題になつておる料金でありまして、厚生省は今日まで、最近においても地方の浴場の料金はそれぞれ値上げを許可しておいでになる。どれだけ許可なさつたか、この場で御説明を求めなければならぬことになる。それならば、なぜ地方の料金は、あるいは十一円を十三円

に、十三円を十五円にというように、ある種の引き上げをなされておるか。それが厚生省の御方針じゃないのですか。やはりそういうふうに厚生省としては御認可になつておる最近の事例もあるのではありません。浴場の料金は値上げを許さないのだとおっしゃるならば、地方の浴場料金をなぜ値上げを許可なさるのかといふことになる。私は方針としてはある程度の方向を持っておいでになるのじゃないかと思ひます。今御答弁の中に若干その意味が幾分か、示唆されないではありませんが、ただ二十円がいい、あるいは十七円がいい、十八円ぐらいがいいという、そういう具体的な金額になりますと、これは御検討の余地はあります。しかし、どういふことを御検討になつておるかといふことはこの際お示ししていただくまで、あらためて世論を徴せられるといふのがいいのじゃないかと思ひます。たとえば婦女子の洗髪料、これはやめさせる。そうしてかりに料金の引き上げをするならばその中に含めてしまふ。こうするつもりである、ああするつもりである、いろいろ御構想もありますれば、私は承わつておきたい、こう思ふのであります。

○国務大臣（神田傳君） お氣持の点はよく承知いたしておりますが、一つ今お述べになられました地方の料金を値上げしたことがあるというお話でございまして、これは値上げとおっしゃると、そういうことにもなるのかと思ひますが、これは年々四月早々に前年度の町村合併等がございまして、いわゆるB地区からA地区に入るとか、あるいはC地区からA地区に入るといふようなのがございまして、その

調整だけは、いわゆる料金の改訂という、これはその地区だけの改訂になるわけではございますが、補正ということとございまして、年々前年度の町村合併によるものを補正いたしておられます。そのことをお述べになられたと思ひますが、これは一般料金改訂とは別問題で、その市町村の肩をずらし、こういう意味のことではございまして、山下さん十分御承知のことと思ひますが、申し上げておきます。

それから今の、もし値上げをするならば、早く上げるといふ方が親切ではないかといふような意味にも受け取つたのでございまして、といて別に上げろといふことを言つておるのではなから、調査しているといふのであれば、しかし、調査するとしても目的があつて調査しておるわけであつて、ただ調査をするといふのではないだらう。もう少し正直に言えといひましようか、あつさり言つた方がいゝという大へん御親切な御要望に承わつておるのでございます。それは私も先ほどかからお答え申し上げておりますように、値上げの強い要望が東京都はか十二県からございまして、それをどうしようかといふことで調査をいたしておるわけでございます。その値上げを認めないという調査をするとか、値上げを認めようという意味で調査をしていふのでなく、そういう要望がございまして、常識的に二十八年二月以来上つておることが實際でございまして、その物の値上げを浴場経営がどういふようにに原価に吸収しているかといふことが問題なのでございまして、それから将来こいつた状態が続くといひますと、浴場経営にどういふふうな影響を

与えるか。設備の改善をどこから合理化してみようかといふことが関連するのでございまして、それらを一つ十分見通しをつけたら、こういうことを申し上げたわけではございまして、上げるとも上げないともいふことは、まあ結論が出ないのをあまり申し上げてもどうかと思つて申し上げたのでございまして、諸般の情勢が上がるということが一応の常識だといふことは、これはもう経済事情からいへば当然だと思ひます。しかし、これを政治的に考えて押さえるのかどうかといふことが一つの問題だらうと思つております。政治的に押えて、しかも浴場経営が成り立つ、浴場の利用も満足するようならば、値上げを抑えるといふことができないかと思つております。いろいろ今お述べになりました洗髪とか、あるいは幼児の問題をどうするか、子供さんなんかの問題をどうするかといふようなことも、この前の料金改正の際にもいろいろ問題になつたことでございまして、据え置いた事情等もございまして、今度改訂するとなれば、その辺も問題が強く出ようと思つております。いづれにいたしましても、上げる方向は見えておるわけではございまして、政治的に一体どうしようかといふ考え方もございまして、それは調査した結論をはつきり把握しないと、何でもかんでも押えていくのだといふことは、ちよつと浴場経営の中小企業の脆弱性から考へて、やはりがまんさせる限界というものがあろうかと思つております。大企業等でありますれば、ある程度融資するとか、あるいは何か一つ行政上の手段方法等によつて一定期間さ

さえるということもありますが、そういう浴場経営者の相当資力の強いものがあるように聞いておりますが、全部が必ずしもそうでないことは御承知の通りでありますので、その辺も考えまして、調査を急がせ、調査が一向進まぬじゃないかということでございますが、何しろ国会中でございまして、いろいろその方が予算等で先行しておつた関係上、おくれたのでございます。しかし、だいぶもう進んでおるはずでございます。これからそう長くかかるうとは思っておりませんので、もしこれはどうしてもある程度上げなければならぬということでございますれば、幾ら上げるかというような問題までい

かない前に、上げるようなこと、あるいはそういった内容について、当委員会におきまして御報告申し上げる機会を持ちたい、かように考えておりますので、御了承願いたいと思ひます。

○山下義信君 いろいろこの問題について伺いたいと思つて、せっかく勉強もして参りましたが、ただいまの御答弁では、これ以上伺う必要がありません。そういうことでございますれば、私にも考えがあります。

ただ重ねて伺いますが、大体いつころ当局の御方針を御決定になる御予定でございますか。

○國務大臣(神田博君) 今月一ぱいで調査を完了したい、こういう考えでございます。その完了した結果に基いて、若干考慮いたしました考へたい、こういうことになろうかと思ひます。今月一ぱいと申しまして、もう十日そこそこでございます。そう長くはかからぬということでありませう。

○委員長(千葉信君) 本問題に対する

本日の調査は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十八分散会

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、引揚者給付金等支給法案(予備審査のための付託は四月十六日)

昭和三十三年四月二十三日印刷

昭和三十三年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局